

官報 号外

昭和二十八年二月二十六日

○第十五回 参議院會議録第二十七号

昭和二十八年二月二十六日(木曜日)午前十時三十一分開議

議事日程 第二十六号

昭和二十八年二月二十六日

午前十時開議

第一 電気事業及び石炭産業における争議行為の方法の規制に関する法律案(趣旨説明)

(前会の続)

第二 医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出) (委員長報告)

第三 海岸砂地地帯農業振興臨時措置法案(衆議院提出) (委員長報告)

第四 三陸沿岸縦貫鉄道完遂促進に関する請願 (委員長報告)

第五 小本線鉄道延長工事施行に関する請願 (委員長報告)

第六 猪谷駅、神岡町間鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)

第七 大畑鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)

第八 遠信鉄道敷設に関する請願 (委員長報告)

第九 只見線鉄道敷設工事促進に関する請願(三件) (委員長報告)

第一〇 野岩羽線鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)

第一一 赤穂線鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)

第一二 橋場線鉄道復活に関する請願 (委員長報告)

第一三 三陸鉄道石柳新線に関する請願 (委員長報告)

第一四 直江津、越後湯沢両駅間鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)

第一五 青森港臨港鉄道敷設に関する請願 (委員長報告)

第一六 青森港中央ふ頭臨港鉄道整備に関する請願 (委員長報告)

第一七 釧路線鉄道敷設に関する請願 (委員長報告)

第一八 国鉄新線敷設に関する請願 (委員長報告)

第一九 越後北線鉄道敷設計画に関する請願 (委員長報告)

第二〇 大宮、仙台南駅間鉄道敷設促進に関する請願 (委員長報告)

第二一 鉄道職員等の任用パス復活に関する請願 (委員長報告)

第二二 長崎県若宮島燈台しよく光増加に関する請願 (委員長報告)

第二三 八丈島大越ヶ鼻に燈台等設置の請願 (委員長報告)

第二四 秋田県に測候所設置の請願 (委員長報告)

第二五 大間港国営修築工事促進に関する請願 (委員長報告)

第二六 小名浜港修築工事促進に関する請願 (委員長報告)

第二七 静岡県下田港の避難港工事促進に関する請願 (委員長報告)

第二八 岡山県味野港改修工事施行に関する請願 (委員長報告)

第二九 水難救済に関する法律制定の請願 (委員長報告)

第三〇 三陸沿岸縦貫鉄道完遂促進に関する陳情 (委員長報告)

第三一 大宮、仙台南駅間鉄道敷設促進に関する陳情 (委員長報告)

第三二 東北、北海道両地方に気象官署増設の陳情 (委員長報告)

第三三 港湾等の整備費国庫補助増額等に関する陳情 (委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は閉議を省略いたします。

昨二十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 岩沢 忠恭君

経済安定委員 西郷吉之助君

同 須藤 五郎君

予算委員 栗山 良夫君

決算委員 佐多 忠隆君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 西郷吉之助君

法務委員 須藤 五郎君

経済安定委員 岩沢 忠恭君

予算委員 佐多 忠隆君

決算委員 栗山 良夫君

同日委員会において当選した理事は左の通りである。

通商産業委員会 理事 境野 清雄君(竹中七郎君の補欠)

地方行政委員会 理事 館 哲二君(西郷吉之助君の補欠)

が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

地方税法の一部を改正する法律案 地方行政委員会に付託

国土調査法の一部を改正する法律案 経済安定委員会に付託

特別減税国債法案 閣議定率法等の一部を改正する等の法律案

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律案

有価証券取引税法案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

船員保険法の一部を改正する法律案

健康保険法の一部を改正する法律案

厚生年金保険法の一部を改正する法律案

厚生委員会に付託

一昨二十四日大蔵委員長から提出した公職会開会承認要求に対し、議長は昨二十五日これを承認した。

公職会開会承認要求書

一、事件の名称 所得税法の一部を改正する法律案(予備審査)

法人税法の一部を改正する法律案(予備審査)

富裕税法を廃止する法律案(予備審査)

昭和二十八年二月二十六日 参議院會議録第二十七号 議長の報告

相続税法の一部を改正する法律案
(予備審査)
登録税法の一部を改正する法律案
(予備審査)
揮発油税法の一部を改正する法律案
(予備審査)

一、公職会の問題 所得税法の一部を改正する法律案その他税制改正案について
一、公職会の月日 三月五日
右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二条第二項により要求する。

昭和二十八年二月二十四日
大蔵委員長 中川 以良
参議院議長佐藤尚武殿

○議長(佐藤尚武君) これより本日の會議を開きます。

日程第一、電気事業及び石炭産業における争議行為の方法の規制に関する法律案(越旨説明)(前会の統)。

昨日に引続き、原虎一君の質疑に対する答弁を求めます。

(國務大臣戸塚九一郎君登壇、拍手)

○國務大臣(戸塚九一郎君) 昨日の原議員のお尋ねに対して、お答えを申し上げます。

その第一は、今回の法案が、基本的労働権を剝奪するものではないかという御趣旨のように承りました。本法案は電気及び石炭の両事業における争

議行為の正当性を逸脱する程度のものでありまして、正当なる争議権を制約するとか、或いはこれを否認するとかいふものではなく、決して基本的労働権の剝奪で構わないかと考えております。(口のみ先だけじゃないか)と呼ぶ者あり)政府といたしましては、労働組合が正当な限度においてその団結の力によつて労働条件の維持向上を図つて、経済の発展と民生の安定に資して参りますこととは、もとより期待しておるところでございます。なお、お言葉のうちに憲法違反というふうなお言葉がございましたが、憲法違反にはならないと考えております。

次に、権利を剝奪して、労使の均衡が破れるものではないかというお尋ねでございます。電気事業につきましては、本法案第二条に規定するところは、只今も申上げますように、本来正当ならざる行為乃至は昨年の実績に鑑みまして、社会世論の上で非とされる行為について、争議行為としてこれを行ひ得ざることを明らかにしたものでありまして、何ら不当なる争議権の抑圧ではないのであります。而も本条によつて規制を受ける労働者の数は、全電気労働者の中では極く少数でございます。他の大多数のストは争議行為について何ら制約を及ぼすところがありません。而も第二条違反の行為以外にも、電気事業労働者はほかに使用者

に対抗するに十分なる争議手段を有していると考えるのであります。(有しではないじゃないか)と呼ぶ者あり)従つて本法案によつて労使の均衡が破れるようなことは無いものと考えております。次に、公益事業の他の産業に順次及びすのかというふうな意味のお尋ねでございます。これについては昨日官房長官からもお答えを申上げたと存じますが、要するに今回の案は、今申上げましたように最小限にとどめたのであります。その他のやや同種のものにつきましても、これは労使双方の良識と自制とに待つ、従つて自主的の交渉によつてすべてが調整せられることを期待いたしておるのでございます。

次に、中労委の問題について、その活動がにぶい、或いは権限を強化してはどうかというお話でございます。御承知のように争議の斡旋、調停或いは仲裁という労使関係の調整につきましては、労働委員会が非常な努力を尽しまして、早急且つ円満な解決を図つておるのは御承知の通りでございます。お説のごとく労使関係の安定のために労働委員会の働きが十分に発揮されまことは勿論望ましいところであります。私どもも従来できるだけの努力をいたして参つたつもりであります。今後とも御意見の趣旨に従ひまして、労働委員会の活動のますく活発になりますように、

真剣に努力をいたしたいと考えております。
最後に、抑圧するよりはむしろ争議の発生せしむるに積極策を講ずべきである、従つてこの法案を撤回する意思はないかというお話でございます。

本法案は只今も申上げましたように、従来の経験及び現在の社会実情に鑑みまして、必要止むを得ない程度の措置であると考えておりますので、この法案を撤回する意思は持つておりません。(拍手)

(國務大臣小笠原三九郎君登壇、拍手)
○國務大臣(小笠原三九郎君) 生産協力策として、労働者の人格と権利とを尊重し、その協力を求むべきであるとの仰せにつきましては全く御同感でございます。適産省におきましても、労働対策には重大な関係もございまして、又重大な関心を持つておる次第でございます。労務管理組織の改善、職場訓練の徹底、能率的合理的賃金制度の採用、分業と協業との効果的結合、雇用構成の適正化、生産性の向上等を促進するために適切な施策を行う必要があると存じ、これらの施策をば円滑に又効果的に行うためには、同時に労働環境を整備し、職場教育を徹底することが必要であると考えております。

これらの労働対策につきましては、適産省においては主管省たる労働省とも緊密に連絡いたしまして、所管産業に

属する各企業に対し適切な指導と助長とを行つて存でございます。(適切な答弁だな)と呼ぶ者あり、拍手)

(國務大臣犬養健君登壇、拍手)
○國務大臣(犬養健君) 原さんにお答えいたします。
昨日の御質問の趣旨は、この法律案は憲法第二十八条に違反しておるのではないかという御趣旨のように承りました。厳密に申上げますれば、これは法制局長官から答弁いたすことが妥当かと思ひますが、本案を作ります準備期間におきまして、私の役所も時々連絡相談を受けましたので、私からもお答えを申上げます。この法律案は、御承知のように電気事業と石炭事業の公共的な重要性に鑑みまして、争議権と公益との調和を図つて、公共の福祉に必要な規定を最小限度に作るものとして、成るほどお話のよう

に、憲法第二十八条には勤労者の団結する権利を保障する規定はございまして、他面におきまして、御承知のように憲法第十二条に記載されておりますように、憲法に保障された国民の自由と権利は常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を記しておりますので、この点から見まして、憲法違反ではないというふうにご考慮をいたしております。(拍手)
〔原虎一君発言の許可を求めむ〕
○議長(佐藤尚武君) 何ですか。
○原虎一君 再質問をいたします。

○議長(佐藤武吉) 原虎一君。

(原虎一君登壇、拍手)

○原虎一君 官房長官のお答えは別に私は要求いたしておりませんが、総理に代つてという意味だろうと思ひますが、(その通り)と呼ぶ者あり)私は飽くまで総理の御答弁を求めるものであります。(副総理だ)と呼ぶ者あり)と申しますのは、労働問題を決定いたしますときには、一番大切な問題は、基本的な考えでありまして、昨日も質問で申しましたように、総理が労働者は資本家の従属物であるという基本的考えによつて労働政策を律しますならば、如何なる法律を作りましても、労働の問題の円滑なる関係は生じて参りません。(そうだ)と呼ぶ者あり)労働者が産業の協力者として、その觀念の下に労働政策を行いますならば、今日のごとき、本法案のごときものを作らなくても、当然争議は悪化して来るものではないのであります。(拍手)この理念を総理にお聞きしたいために、昨日来総理の出席を促しておるのであります。御出席がないのであります。(明日来るから明日聞いたらいい)と呼ぶ者あり)改めて総理は、本演壇から国民に納得できるように御答弁願ひたい。

停電は許さんということになりますれば、その罷業権は先ほども申しましたように骨のない「た」のごときものであります。資本家が一番恐れるのは、停電されるということが一番こわいから、この法律を総理御近が、資本家になつておられますところの電気産業資本家共が、これを吉田内閣をして作らしめておるのであります。それを狙つているときに労働組合が昨秋ストライキをやりましたから、国民感情をうまく捉えて、吉田内閣が停電ストを禁止しようとする底意が見えておるではありませんか。この停電せしめる権利といふものがなくして、資本家に、(資本家じやない、消費者だよ)と呼ぶ者あり)資本家側に対するところの労働者の力といふものが真に発揮できるであらうか。(そんな権利はないのだよ)国民に迷惑をかける権利はない)と呼ぶ者あり)罷業権といふものは、これを行使いたしなすならば、社会に影響を与えることは当然であります。でありますから、その社会に与えるところの影響が重大であるからと言つて、直ちにこれを法によつて禁止すべきものでなくして、そういうことが起らないような(禁止されるような争議をするものじやない)と呼ぶ者あり)国政が行われ、又そういうことが、問題が起らないような調停機関の充実が行われ、それでもなお且つ起きるならば、これを労働裁判に付する、

或いは仲裁裁判に付するといふ段階を経られて、初めて憲法第二十八條の罷業の権利といふものが保障されるのであります。ただ国民感情が、停電ストなどというものに対して非常に反感を持つて居るから、これを叩いて直ちに禁止する法律を作れば、それで事足りるというお考えが間違つてはいませぬかとお伺いしているわけでありませぬ。(そうだ、間違つて居るぞ)と呼ぶ者あり)そこで労働問題としまして重大なるポイントであります。(ポイントははつきりしているのだよ)と呼ぶ者あり)それから大憲法務大臣の御答弁は、(二十分足りないのだぞ)明快であつた)と呼ぶ者あり)憲法第二十八條の違反ではないと、御答弁によれば違反でないような御答弁でありますけれども、法の精神から言ひますならば、当然二十八条によつて与えられたところの罷業権といふものを、公共の福祉のために剝奪しなければならぬ場合におきましては、その二十八條の権限というものが最大限に認められるところの法律を作つてこそ、作るところの精神があつてこそ、この二十八條の精神を尊重したことになるのであります。それが即ち労働法であります。いわゆる公労法の精神がそこにあるのであります。ところがこの法案は、それ以上に剝奪しつ放しにしておくとお問題、(剝奪じやないのだ)と呼ぶ者

あり)他に罷業権を持たしておると言ひますけれども、電気産業の場合におけるところの罷業権といふものは、停電も当然行つ、これも罷業権の中に含むのであります。その一部を剝奪しました。事務ストライキ或いは集金ストライキといふものが、如何に弱きものであつて、資本家に対する経済的な反省を求める、資本家の反省を求めるところの力とはなり得ないと申上げておるのであります。この点大憲法務大臣の御答弁は、余りに皮相的な意見、(もつと勉強しろ)と呼ぶ者あり)うわつたんな御答弁であります。以上再質問申上げまして、(答弁の必要はない)と呼ぶ者あり)いずれ委員等におきましては、詳細に質問をする機会があると思ひますが、再質問の時間がないために、この程度にして打ち切りたいと思ひます。ただ最後に、小笠原大臣の御答弁は、誠に當を得た立派な御答弁でありますけれども、残念ながら吉田内閣はこれを実行してないといふところに、大きな問題があるといふことをお考え願ひたいと思ひます。(拍手)

○国務大臣(戸塚九一) 停電ストが、資本家に最も大きな打撃を与えるものであるという御説でございましたが、私どもは、資本家よりは第三者たる国民が最も被害を大きく受けるのであつて、経営者はさほどの停電ストによつて感ずるものではないといふふりに考えております。なお提案理由にもよく御説明申上げたつもりであります。が、(そういうことに対して政府は責任を感じないか)と呼ぶ者あり)今回の規制は、従来憲法性のあると考えられた程度の停電スト並びにこれと同様に最も妥当性を欠くものであると社会通念上考えられる程度のものを併せ規制いたしましたのであります。決して只今お話のように大きく抑圧を課すといふ考へのものではないといふことを(その通り)と呼ぶ者あり)御了承頂きたいと思ひます。(拍手)

○国務大臣(大憲法) お答えいたします。これはまず、法制意見的になりました。実は嚴格に申上げますと、法務省の範圍でないのであります。再質問に対してお答えをいたすことにいたしました。成るほど先ほど申上げましたように、憲法第二十八條には、労働者の団結する権利、団体行動の権利を保障しておりますが、その権利は、同じ憲法の中で、但しこれの枠があるのだよといふことを書いてあるのであります。従つてその十二條は、結局国民に自由と権利を憲法によつて与えてあるけれども、その国民の自由と権利は、常に公共の福祉のためにこれを利

昭和二十八年二月二十六日 参議院会議録第二十七号 電気事業及び石炭産業における争議行為の方法の規制に関する法律案(趣旨説明)(前会の続)

用する責任が同時にあるという制約を
与えているものと解釈いたしておる次
第でございます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 早川慎一君。
〔早川慎一君登壇、拍手〕

○早川慎一君 私には議風会を代表いた
しまして、およそ三つの点について総
理大臣、法務大臣並びに労働大臣の御
所見をお伺いいたしたいと思つのであ
ります。

先ず第一に、去る一月三十日の休会
明けの今国会におきまして、総理大臣
は施政方針を明らかにされましたが、
そのうちで、独立日本として占領中の
行過ぎの感のあるものに対しましては、
この際これを是正するのは国の自
立性のための当然の措置である。こう
いうふうに言われておられたのであり
ます。そうしてそれに引続いて、教育
の振興のために義務教育費全額国庫負
担、或いは教職員を国家公務員に変更
すること、又国の治安確保のためには
警察制度を根本的に改革すること、そ
れと並んで今回提案されておりますこ
ころの電気事業並びに石炭産業のスト
制限をするというようなことを述べら
れておるのであります。(すべてこれ
逆コースと呼ぶ者あり)ところが私ど
もからこれを見ますと、果して今回
提案されたものが、いわゆる占領政策
の行過ぎを是正するものとは受取れな
いのであります。成るほど昨年の冬の

電気産業のスト、或いは又石炭のスト
は、その規模におきましても又長期に
亘る点におきましても、我が国におい
ても空前のものでありますと共に、外
国にもその例がなかつたのでありま
す。これによつて国民経済、国民生活
の上に非常な大きな打撃を受けたので
あります。これは決して占領政策の
行過ぎの結果こういふものが起きたの
ではないのであります。むしろ公益事
業の争議の行過ぎであり、或いは職
後、労使間の紛争の行過ぎである。い
わゆる占領政策の行過ぎを是正する一
環としてこういふものが提示されてお
るといふことは、これは非常に我々と
いたしまして看板に偽りがある、看板
と内容が非常に異なつておるよりに感
ずるのであります。

〔議長退席、副議長登壇〕
申すまでもなく、独立後の日本にと
りましては、一番要望されておること
は、この貧弱な国内資源を開発して活
用し、産業を隆盛に赴かして、貿易に
よつて収支の均衡を図る。こういう段
階にあるのであります。又こういう際
において国民相互が無益な抗争によつ
てエネルギーを消耗し合ふということ
よりは、これを合理的に調整して國
民全体の生産を増大させるこれが最も
急務中の急務であると私は思います。

一つには、現在、ままた経済闘争とい
うものがさういふ名を借りた政治闘争
が争議の中に巻き込まれるから、従つ
て労使間において問題が解決ができな
いのであります。この点を我々は十分
見なければならぬと思つてあります。
〔政治の貧困からだ〕と呼ぶ者あ
り。即ち経済の現状を無視し、或いは
企業の採算を度外視した要求が出た場
合、又それが同時に強力な組合のおお
のによりまして互に内部的に連繫し、
政府の政策を阻止したり、或いはこれ
を、或る政策を強要するというやうな目
的のために争議が起つた場合には、これ
は到底労使間において問題を解決する
ことはできないのであります。(政府が
憲法を守らんからですよ)資本家が一
番それをやつておるじやないかと呼
ぶ者あり)又こういふやうな傾向が多
くなると共に、現在の労働組合法の内
部におきましても、多分に考えさせられ
る点があるのであります。御承知のよ
うに、労働組合法の第五條の八には、
〔同盟罷業は、組合員又は組合員の直
接無記名投票により選挙された代表議
員の直接無記名投票の過半数による決
定を経なければ開始しない〕、こうい
うことになつておるのであります。こ
が、現在の労働組合の慣行におきまし
ては、執行部はあらかじめ白紙委任状
をもちつて、(違ふ)と呼ぶ者あ
り)如何なる経緯、又如何なる段階に
おいてストライキに突入するかどうか
ということの事情につきましては、一

殺組合員は関知しないのであります。
(もう少し勉強をしろ)そんなことがあ
るか)そんなことをだまつて聞かれる
か)と呼ぶ者あり)これはあなたも戦前
において軍部の勢いに屈した帝國議會
が、(労働組合の大会に行つて御覽な
さいよ)と呼ぶ者あり)白紙委任状を提
示して(認議不足だ)と呼ぶ者あり)と
うとう軍部の強要によりまして、戦争
に突入したと同様の実情であるのであ
ります。(拍手)かかる慣行こそは、
(株主總會とは違いますよ)と呼ぶ
者あり)十分我々として果してこれ
が、政府が組合問題について、組
合の、組合法のいろ／＼なことにつ
いて、(争議を語る資格はないぞ)と呼
ぶ者あり)介入したり或いは干渉した
りすることは、これは断然慎まなければ
なりません。併しながら法の精神は、
同盟罷業をやるときは、少くとも各組
合員の總意が結集しなければならぬ。
然るに現状においては、果してそうい
うことが行われておるか。(行われて
おる)と呼ぶ者あり)いや、そういう
ことは形式的に言うならば、あなたも
曾つての軍部が白紙委任状によつて、
(おかししいよ)と呼ぶ者あり)戦争に突
入したと何ら異なることはないの
です。(拍手)こういふ慣行に対しまして
は、組合規約を……、(そんな認識で
はものを語る資格がないよ)引込め
(と呼ぶ者あり)いや君は黙つていたま
え、私は経験者なんだ。(笑声)「とん

でもない経験者だ」笑うべき経験者
だ)と呼ぶ者あり)もつと切実な問題
であるべきはずである。でありますか
ら、労働組合規約の中にこういふや
うな規定を設けてあつても、実際に実施
されるのが、(もう政府の答弁は必要
ないな)と呼ぶ者あり)白紙委任状のよ
うなものを以てストライキに突入する
やうな、こういふやうな結果になつて
いることを我々もつと深く掘り
下げて、如何に現状を救うべきかとい
うことをお考えになる必要があるのじ
やないかと思つてあります。(誰が
考えるのだ)知らないにもほどがあ
る)と呼ぶ者あり)又世界経済の関連に
おきまして、日本の貿易を振興させ國
力を充実させなければならぬことは、
これはもはや言を待たないのでありま
すが、現行労働基準法が果してこれら
のことについて、(おつとあやしくな
つて来た)と呼ぶ者あり)我が国力の充
実に対して、如何なる制限があるか、
(一つくらい聞きなさい)まだ一つも
質問していませんならば、現在の日本
の国情以上のものが、或いは国力以上
の労働基準法の定めがあると私どもは
考えておるのであります。(生理休暇
はやめなさいと言ふのだから)基準以
上に設けておるじやないか)と呼ぶ者
あり)これらのことは、単に一、二の
例を挙げたに過ぎないのであります
が、今回のこの提案だけが決して占領

でもない経験者だ)笑うべき経験者
だ)と呼ぶ者あり)もつと切実な問題
であるべきはずである。でありますか
ら、労働組合規約の中にこういふや
うな規定を設けてあつても、実際に実施
されるのが、(もう政府の答弁は必要
ないな)と呼ぶ者あり)白紙委任状のよ
うなものを以てストライキに突入する
やうな、こういふやうな結果になつて
いることを我々もつと深く掘り
下げて、如何に現状を救うべきかとい
うことをお考えになる必要があるのじ
やないかと思つてあります。(誰が
考えるのだ)知らないにもほどがあ
る)と呼ぶ者あり)又世界経済の関連に
おきまして、日本の貿易を振興させ國
力を充実させなければならぬことは、
これはもはや言を待たないのでありま
すが、現行労働基準法が果してこれら
のことについて、(おつとあやしくな
つて来た)と呼ぶ者あり)我が国力の充
実に対して、如何なる制限があるか、
(一つくらい聞きなさい)まだ一つも
質問していませんならば、現在の日本
の国情以上のものが、或いは国力以上
の労働基準法の定めがあると私どもは
考えておるのであります。(生理休暇
はやめなさいと言ふのだから)基準以
上に設けておるじやないか)と呼ぶ者
あり)これらのことは、単に一、二の
例を挙げたに過ぎないのであります
が、今回のこの提案だけが決して占領

りなことを考えまして、これが争議権の目的を逸脱しておるものである。これは勿論従来もさうに法規でまづつておつたのでありますが、ややもすればその間にいろいろ疑問があるように言われる向きもありましたので、この点をむしろはつきりして、争議権と公益の調和を図る最小限においてという意味で、これを明らかに定めるつもりでございます。併し只今お話のありましたように、なお国民の受ける被害が非常に残るといふ点については、こ

ういう御意見がだん／＼あることも承知いたしておりますが、成るべくならばかような規制は最小限にしておいて、先にも申し上げましたように、労使双方の良識と自制によつて、成るべく自主的に解決をさるることを希望いたしましたして、この程度に止めて置いた次第でございます。

なお、緊急調整の制度について御意見がございましたが、これはお話にもありましたように、第十三国会で制定せられたものでございます。昨年の争議に初めてこの制度が活用せられたわけでありますが、なおこれについてもいろいろの御意見があることも承知いたしておりますが、今暫くこの実績を、活用の実績を見た上で更に考えて参るべきではないかというので、このままにいたしておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣(犬養健) 答をいたします。〕
○国務大臣(犬養健) お答をいたします。
法務省といたしましては、現在の情勢では、いわゆるゼネストなるものも労働法規の枠の中において解決し得るものと考えております。且つ只今労働大臣の言われましたように、できるだけ労使双方の良識において協議する、反省するといふ習慣を尊重いたしたいと考えております。従つてゼネストを、今直ちに治安の面から全面的に禁止するといふような立法は、現段階では必要がない、こゝういふ考えを持つておりますのでございます。ただ一言附加えますならば、争議行為の合法性のぎり／＼の限度を明らかにするために、今回の法律案を提出いたしました次第でございます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 吉田法晴君。〔吉田法晴君登壇、拍手〕
○吉田法晴君 私日本社会党第四控室を代表して、憲法が保障しておる労働者の団体行動権、争議権を奪わんとするこの電気事業及び石炭産業における争議行為の方法の規制に関する法律案につき、吉田総理、小笠原通産大臣及び戸塚労働大臣等関係大臣に質問するものであります。

臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。と謳われて、国務大臣及び国会議員の憲法を尊重し擁護する義務を規定しております。然るにこの憲法公布に副署し、尊重擁護すべき者の筆頭にある総理は、今国会において現憲法は占領中に作られたものであるから、実情に適しないものがあるとして、その改正をほのめかしておられます。吉田総理は、憲法第九十九条に基いて憲法を尊重し擁護する決意を有するの、はた又現行憲法に不満を有し、改正をしようとするのであるかどうか承りた

いのであります。現行憲法制定当時、第九十九条の「その他の戦力」の中には、潜在戦力、武器の生産も含まれていたことは明らかであります。然るに、最近における吉田総理及び政府の解釈を以てすれば、この憲法第九十九条を現に破壊しつゝあるのであります。北海道開発法の一部改正法の制定を以て、北海道住民の投票を行わずしてこの法律を作り、憲法第九十五条を蹂躪して参つたのであります。更に昨年被防法を制定して、この法律と同様公共の福祉概念を指導理念として、言論、集会、出版、結社の自由、その他民主主義の根本である基本的人権を剝奪し得ることとしたのであります。今又吉田政府は、この電気事業及び石炭産業における争議行為の規制に関する法律によつて、憲法第二十八条が規定する労働者

の団体行動権、争議権を公共の福祉概念によつて剝奪しようとしたおるのであります。ワンマンと称せられる吉田総理の行動も、合理的、合法的、合理的でないならば、それは独裁的となり、ファッショとなるではありません。打ち立てようとする実質憲法、憲法的慣習と関連して、憲法を尊重し擁護しなければならぬ吉田総理の決意をここで承りたいのであります。この両三年のごとく、次々に憲法を破壊し、民主主義の基礎をなす基本的人権を剝奪して参りますならば、国会を焼いてファッショ支配を確立したドイツ・ナチスの政権が日本において再現することを恐れないのであらうか。この参議院を含めて新憲法による国会が、かくのごとく次々に憲法違反の法律を作ることによりまして参りますならば、東条内閣の下において国家総動員法以下、憲法をも否定した法律を作ることに協力をした翼賛議會を再現して、新憲法全体が破壊せられてしまふことを恐れるのであります。(話が

大袈裟だよと呼ぶ者あり) 潜在戦力など考えていなかつたとか、公共の福祉のためには基本的人権をも奪い得るなど、心にもないことを答弁せず、総理及び担当大臣の良心と愛国心に従つて、公共の福祉を名としてスト権を奪うこの争議行為規制法案は憲法違反であると、この壇上から断言言明する勇氣はないかどうか、あえて質問する

のであります。(憲法をもつと研究しろと呼ぶ者あり)
昨年暮の電気事業及び炭鉱のストライキは、電産、炭産が起したものと国民は思ひ込まれております。(その通り)と呼ぶ者あり) 事実争議を長引かせたのは、資本家とこれに協力した政府であります。或る有力な中央労働委員は十一月半ば、電気産業の経営者は従来物わりのいい経営者と考えて来たが、今度の争議は、電力経営者の背後にある大きな力が働いておる、停電ストをやらせているのは電力経営者の背後にある(そんな詭弁は通らん)と呼ぶ者あり) その大きなもので、彼らが停電ストをやらせて、(共産党だ、それはと呼ぶ者あり) 停電スト禁止法を作らせようとしているのが電産の諸君にはわからないのであらうかと語つております。これは客観的な中央労働委員の発言であります。炭産争議を指導したものは、炭産ではなくして(共産党だ)と呼ぶ者あり) 日経連でございます。政府が、貯炭がある、七百万トンの貯炭があるから大丈夫だと言つておる間に、汽車が削減され、ガスが制限されて参つたのであります。停電の責任が電産にあつたのではなく電力会社にあつたのだといふことは、今や明らか事実であります。列車削減もガスの制限も、石炭があるにかかわらず国鉄公社、ガス会社によつて長く強行せられましたように、等しくスト

の責任を労働組合に転嫁せんがための吉田政府と日経連の政治的謀略であつたことは、今や明らかな事実であります。そしてこの争議を通じて狙われた政府と日経連の最大の目標は、労働組合の国民からの遊離と、組合の切崩しでありました。(国会を侮辱するの「か」と呼ぶ者あり)電産に対する企業別交渉による組合の分断と職制による第二組合の結成促進が、これを雄弁に物語っております。標準作業量の引上等賃金切下げ案は、争議を長引かせんがための資本家側からする戦術であり、組合の切崩しと第二組合の結成の狙いは、常磐地方に、嘉穂鋳業に、その他到る所に現われました。政府は警察、検察庁を通じてこれに協力したのであります。(拍手)物価、生計費の上昇に伴う合理的な賃金引上による解決ではなく、刑罰を以て争議を弾圧しようとしたとして、それは賃金引上は止むを得まいと言明した北炭の常務を首切つた戦前派の社長に代表される石炭鋳業連盟の社長会議の態度と通じております。この政府の態度を先ず表明したものは、昨年十一月八日の本院における犬養法務大臣の威力業務妨害罪に対する答弁であります。それは電産争議について、高知、新潟に現われ、炭労争議については、福岡の嘉穂鋳業に現われました。これを最も端的に現わしておりますのは、最高検の神山課長の我が兎野書記長以下に対する答弁で

あります。新潟、高知の電産ビケに、威力業務妨害罪を適用し起訴した事実に対する党、電産の抗議と取消要求に、神山検事は次のように答えております。スクラムを組んで兎野所内に入ることを阻止したり、又運転を阻止することは、威力業務妨害罪である。スクラムはビケの範囲を超えたもので、これを破るには暴力を伴わねばならぬ。従つてスクラムは違法だ、停電ストに関する東京高裁の判決は間違いない。従つてスクラムは違法だ、停電ストと思ふ。係員のミスのために、あれは見逃してしまつたのだと答えております。確定判決の意義を否定するような検事が、最高検の課長を勧め、勇敢なる検事とたたえられたのでありますから、末端の若手検事や警察がスト破りに登場するのは当然でありました。これが法治国家と言へるでありました。か、これが法治国家だぞ」と呼ぶ者あり)通産省鉱山保安局長は、昨年十月三十一日「争議中における採炭切羽維持について」という通牒を発して、争議中においても坑内外保安の確保のための切羽の進行、即ち採炭のために所要の監督を行い、或いは鉱山保安法第二十五条による命令を発し得ることとしたしております。これらの争議の切崩しと、弾圧方策が、この争議行為規制法の内容であります。戸塚労働大臣や労働省は、誰に頼まれてこの法律を作つたか、第一に承りた。

通産省はこの種法律が必要だからと労働省に申し入れてくれと、労働省側から頼まれたと伝えられておりますが、通産大臣はそういう事実を知つておるのかどうか。労働省が通産省に申入れを希望したということは、通産省以外の何者かから要請されたという逆の証拠であります。労働大臣を推薦したと称せられる石炭業の社長と電力会社の社長を兼ねる側近から要請されたのかどうか。保安要員の引揚決定だけで輿論は震憾したと労働省は言つておるが、保安要員の引揚は現実には行われなかつた。保安要員の引揚職術とられた職術であつたことは、労働省が何人よりもよく知つております。五十日以上も争議を長引かせ、而もなお賃金横滑りを主張し、保安要員引揚の職術に迫込んだ資本家側の責任はなぜ全く問わないのか。公理会は従来の労働使公益代表のほか、今回は特に消費者代表を加え、而も東京、大阪の公述人は、法案賛成者を故意に選んで、立法促進のための輿論指導を企てたことは明白であります。日本の主権者は八千四百万の国民であつて、日経連でも政府や政府の役人でもございせん。国民の基本的権利を剝奪するに、ただこれだけの経緯と理由と手続で許される労働大臣は考えておられるのか、これが質問の第二点であります。

労働大臣にお尋ねする第三点は、労働関係の調整ではなく、禁止し非合法を宣言する合法的、合理的な根拠は何かということであり、国家公務員のスト権を国家公務員法、公企労法で奪つた。あの根拠になつたものは二。一、スト当時のマ書簡でありました。占領下であり、憲法以上の権限が最高司令官にあつたとして、当時国民は泣いてこれに従つたのであります。而もなお人事院勧告、調停仲裁の制度を作つて、スト権の代りとしたしました。スト禁止の合法的、合理的な根拠は示されなかつたけれども、関係は労使の関係として理解され、主張と利害が調和される方法が残されました。緊急調整によるストライキの停止される法的根拠は薄弱であります。調停手続はなお残つております。この争議行為規制法によれば、停電スト、電源スト、給電所の職場放棄、保安要員の引揚げが非合法として労働関係法規以外に置かれ、刑罰法、一般民事法の適用を受けらることとなつております。この法により、労働関係でないと言言される法的な根拠、憲法的な根拠を承りたのであります。

第四点は、争議行為規制の範囲であります。斎藤労働局長によれば、電産には事務スト、集金スト、検針ストが残ると言いましたが、電力を発電し、これを送電するのが電気事業労働者の本来の労働であります。その電力労働者から発電スト、送電ストを奪つたら、本来の電気労働として禁止されないものが残つておるのか承りたいのであります。鉱山保安局長名の通牒から、保安要員の範囲を考えると、採炭夫も保安要員になるし、通気、運搬、選炭等の施設も重要施設の中に入る。こととなりましようが、第一次的には誰がこの解釈をするのか。昨年の炭鋳争議の際の経験のように、何が保安要員であるかということを経営者が第一次的に解釈するとするならば、すべての施設が重要施設に含まれ、炭鋳の作業労働者が全部保安要員となるのであります。私の質問に労働局長は、その範囲は団体交渉でまゐるのであると答へました。が、非合法と宣言せられ、刑罰法の適用を受ける人間と行為の範囲が、団体交渉でまゐるなどは、強行法規には存在し得ぬはずであるが、労働大臣の所見を承りたいのであります。

最後にお尋ねしたいのは、政府及び労働大臣は、争議はなぜ起ると考へておるかということであり、イギリスマドイッなどでは、戦後極めて稀にしか争議は起つていないと聞いておりますが、それはこれら西歐の諸国の労働者の生活水準が低くないからであり、労使対等に交渉して、物価、生計費の上昇につれて賃金が動かし得るからであります。最後の方法である争議行為に訴えずとも、要求が実現する

からであります。ドイツに現在會つてのような経営協議会法があるか否か不敏にして知らないのでありますが、経営協議会が制度として普遍的に確立し、労使対等に経営に参加しておると聞いております。日本の争議は、労働組合を無視して賃金を釘付けにしたり、合理化の負担を労働者にのみ負わせようとするからであることは兼目に明らかなどころであります。(「違ふよ」と呼ぶ者あり) 昨年の争議の長期化の原因が、組合切崩しを狙つた資本家の態度にあつたことは前に述べました。政府は資本家の番犬でなく、資本家の利益と意見とのみを聞くだけでなく、この規制法を撤回して、労働組合法、労働基準法の底を流れている労使対等の関係を樹立する考えはないか承わりたい。現在の政府の任務は、労働者を含め国民の生活水準を一刻も早く戦前の水準に復活することでありませぬ。労働者の組織を破壊し、労働者を抑えつけて賃金切下げを行うことではありませぬ。低賃金と資本の有機構成の低さ、粗悪品のダンピング、これらは會つての帝国主義の道でありまして、政府は自由党の政治資金の提供者の言いつけを忠実に聞いて、會つての失敗の道を歩もうとするのでありませぬ。政府は民主主義を守る最大の力である労働組合を弾圧し、御用組合とその他の全国的組織を助けつつ、組合の指導者の投獄と、組合の産報化を企図し、

再軍備と戦争への道を準備するのでありませぬか。そこには破壊と化した国土と国民の滅亡が待っているのではありません。今我々が指向すべき道は、貧富の差の拡大、財閥の復活と労働者の貧困ではなくして、その緩和でなければなりません。労働者の犠牲にのみよる合理化ではなく、資本の有機構成の高度化による生産と技術の向上でなければなりません。アメリカ一辺倒の政治経済ではなく、中国を含むアジア諸国との経済的交流による自主中立の経済、外交政策の樹立が急がなければなりません。争議行為の規制や禁止でなく、最低賃金を保障する最低賃金法の制定と社会保障制度の完備であります。総理及び労働大臣はどう考えているか、承わりたいのであります。(拍手)

〔國務大臣(樺方竹虎君) 拍手〕
政府は憲法の条章を忠実に遵守いたしておりました。破防法その他御指摘の法律につきましても、国会において慎重審議の結果成立した法律を誠実に執行しておるのであります。決して憲法違反乃至は独裁云々の御批判は、全く当らないものと考へます。(「その通り」と呼ぶ者あり) 又本法案が憲法違反の虞れがあるということにつきましても、先ほど法務大臣からお答えした通りであります。

次に、公共の福祉という理由で、基本的人権を侵害するのは憲法違反ではないかという御意見であります。本法案は争議権と公益の調和を図るために必要の最小限度の措置を定め、公共の福祉と調和を期するものであります。公共の福祉の名の下に憲法の保障する基本的人権を侵害するものでは決してないのであります。

以上お答え申し上げます。(拍手、「自由党は石炭協会から一千万円もらつてゐるぞ」それは労働組合だ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

〔國務大臣(戸塚九一郎君) 拍手〕
〔副議長(長尾、議長(斎藤)) 拍手〕
〔國務大臣(戸塚九一郎君) 拍手〕
憲法違反の問題については、只今お答えがありましたから、私から申し上げます。今回の法案を立案したのは、何か労働者なり私が、誰かから頼まれたかというお話でございますが、労働省としては、昨年の苦い経験に鑑みて、国民の輿論に顧み、本法案を立法いたしましたのであります。決して誰に頼まれたわけでもございませぬ。それから今回の提案について手続が不十分であるという意味は、公聴会を開いただけで、その他の審議等のごとなつたのではないかと意味かとも思いますが、たび／＼申し上げますように、極めて簡明な問題でありまして、

特に国民の声というものを聞く必要があるというふうに考へて公聴会を開いたのであります。なお公聴会につきましても、いろいろ御意見もあつたようでありまして、人選その他を御覧頂ければ、決して政府が不公平なことをやつたとは考へられないと存じます。それから保安業務の範囲についてであります。保安業務の範囲は、鉱山保安法、石炭鉱山保安規則、保安規程、保安管理者の指示によつて判然としたものと考へております。なおその間にあつて實際上の取扱については、労使双方の話し合いがあることは運用上極めて望ましいことだと、かように考へるのでございませぬ。

最後に、社会保障その他のことについてのお話がありました。これはしばしば御意見を承わつておるところであります。各方面の意見を聞いて十分に検討したいと考へております。(拍手)

〔國務大臣(小笠原三九郎君) 登壇、拍手〕
〔國務大臣(小笠原三九郎君) 登壇〕
保安局長の通達は、争議の最中に人命の保護並びに重大災害防止のために、労使双方の良識により保安確保に遺憾なからしむる処置を地方鉱山保安監督部長に指示したものでございませぬ。鉱山保安法により本来監督部長に属する保安命令の発動につきましても、特に事前に本省に打合せをすべき

旨を指示し、慎重を期したような次第でございませぬ。この方針は現在においても変りはございませぬが、本法案といふものは、従来から解釈上違法とせられておつた争議手段を制限しようとするものでございませぬから、保安局長の通達と直接の関連はないと考へます。但し本法案につきましても、通産省といたしましては、従来から解釈上違法とせられていたものを、解釈上疑問の余地を残さぬために明文化したにとどまるものでございませぬから、世論にも鑑みまして、通産省として極めて当然な措置であるとして考へておる次第でございませぬ。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 深川タマエ君。
〔深川タマエ君登壇、拍手〕
○深川タマエ君 改進黨の深川タマエでございます。

昨年末の電産並びに炭労ストに懲りた政府が、その苦痛を身を以て体験した国民大衆の輿論の支持を得て、かかる不祥事の再発を防止せんとする法律制定の案に出たことは、一応常識的であると云われるかも知れませぬ。併し労働者の闘争手段のみを弾圧いたし、経営者側には何らの反省を促す手段を講じなかつたことは片手落ちで、(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手) 従前の争議が、労働者の横暴のみに基くがごとき解釈でございまして、到底労働者側を納得せしむるものではないだらうと存じ

ます。よろしく労働者の代表者を経営
協議会に参加させるなり、その他公平
なる処置を講ずることが、この際絶対
に必要であると存じますが故に、この
点につき、総理大臣並びに労働大臣の
御所見が伺いたいのでございます。

更に週日電産並びに炭労のかた、
の御意見を伺いましたが、たとえこの
法案が通過いたしましたも、石炭採掘
拒否、停電その他従前に近い損害を国
民と経営者側に負わせる争議の方法は
幾らもあり、又するかも知れんと申し
ております。して見ますと、たとえこ
の法律案が通過いたしましたも、相変
らず国民の不安は除かれなと存しま
す。政府はかかる事情を一体御調査に
なつておられるのでございませう。

か。政治は永遠の哲学であると同時に
目前の切り盛りであると言われます。
永遠性もなければ目前の切り盛りもで
きない。こうしたものよりは、もつと別
個の方法を考えなければならぬので
はないでしょうか。私は、元来、スト
というものが労働者の基本人権である
という物の考え方には少からず疑念を
持つものでございます。(賛成)と呼
ぶ者あり) なぜならば、ストは、言葉
を換えれば、労使双方がその労働条件
につき意見が対立いたしましたときに
は、直接当事者同士の精力争いにより
根比べによつて目的を貫徹せんとする
ものでございませう。いわば力づく
で物事を解決するのでございませうか

ら、一種の暴力思想に通ずるものでは
ないかと考えます。(笑聲)更に一方に
おいて、このストにより、争議の当事
者以外の第三者である国民大衆が甚だ
しく利益が侵害せられるに至りまして
は、余りにも明瞭な暴力であると考え
ます。勿論、歴史的には、産業革命に
醸成され、後、マルクスによつてこれが
基礎付けがされ、フランスのサンジカ
リズムを経てますます激化された思想
であるといえますと、時間的には成
るほど近世の産物でございませう。併し
その包蔵せる思想はまさに国家形成以
前のもので、利害相反する多数国民の
利益を公平に調整せんとする国家が成
立いたしました以来は、おおよそ争議解
決の手段といたしましては、ストは
すでに時代錯誤ではないかと考えま
す。(笑聲)労働裁判所、又は只今のご
とき労働委員会でもよいかから、提訴し
た双方の言い分を十二分に聴取し、幹
旋し、さて然る後、最後にその判決に
は当然強制権を持たすべきではないか
と考えます。勿論、交渉の段階におき
ましてはストに突入するのではないと
いうのでなければ、社会の秩序を維持
し、国民の損害を防止することはでき
ないと考えますが、これに対する首相
並びに所管大臣の御意見が伺いたいの
でございませう。

国民の損害は測り知るべからざるもの
がございませう。石炭が出なければ輸入
を必要としたし、たとえ輸入石炭のカ
ロリーが高くて、割高には付かないと
いたしまして、今日外貨の濫費は許
されないうこととございませう。又停電に
より中小工業者の倒産が続出したし
たり、一般家庭の憂鬱と不便は申すま
でもなく、医療、精密工業、夜学校
等、おおよそ電気を頼りの職場の打撃は
甚大なるものがございます。而もその
結果どこへ訴えて行こうともなく、
ただ御災難でというに終るといた
しますと、全く戦争中焼夷弾や原子爆
弾に見舞われたと何ら違ふところな
く、この上もなき暴力であり、且つこ
の上もなき政治の貧困であると言われ
ばなりません。これをしてもなお且つ労
働者の基本人権であり正しき民主主義
争議のあり方であるとは、私はどうし
ても考えることができないのでござい
ます。(その通り)と呼ぶ者あり、拍
手) さて、そこで、いよいよ仲裁裁判に強
制権を持たすということになりますと、
一体労働者の賃金はその標準をどこに
置くべきかという問題が起つて参りま
す。物を生産いたしました、尋常の場
には若干の余剰価値の生れることは当
然でございませう。さて、そのとき、労
働者、資本金、国家の三者が、この利
潤を如何に分配するかという問題は、
その時の国情と、各政党の主義、綱

領、政策によつて、おのずから相違がこ
ざいませう。日本の労働者は、多くの争
議の場合そのスローガンに、働けるだけ
食わせろというところを掲げるところを
見ますと、利潤は如何に多くとも、労働
者は労働の再生産費のみを与えられ
ばよいという極めて謙遜な態度とも受
取れます。経営者も又、縮小は困るが、
多少でも拡張再生産でさえあれば辛抱
できるらしく、又国家も、労使双方の
ふところに零細なる資本を分散して蓄
積させ、思い／＼に国家公有の資本を
無統制に使用させるよりは、半ば強制
的に租税で納めさせ、資本を集中し
て、国民全体のため、最も急ぐ方面に
効果的に使用する方法を講ずんとする
がごとくにも見えます。併し、かかる
方法のときには、当然労働者には、一
定年齢に達すれば労働年金を支給した
り、その他、労働者の福祉を増進せし
むる広汎なる社会保障が必要になつて
参ります。又別の方法にいたしまして
は、労働者のふところに零細なる民間
資本を蓄積させ、年を取ると共に、小
さい投資家にしたり、その他老後の安
定をみずからの計画でなさせるとい
う方法もございませう。政府はこれら
の問題につきまして、今日の日本とい
たしましては、労働者の賃金は如何あ
ることが最も適当とお考えになるので
あります。経済審議庁長官並びに労
働大臣の御所見を伺いたいのでござい
ます。

併し強制調停権を持たすといいたしま
しても、それは飽くまでも争議を起し
たときのこととございませう。而も今日
のごとく、仲裁の場合、両方の言い分
の中間に落ちつくといいたしまして、労
働者は常に繰返し繰返し争議を起し
て、提訴していなければ、それだけ損
をするということになり、随分気の疲
れることとあり、社会も又そのために
絶えず不穏の空気に脅かされなければ
なりません。そこで私は、百尺竿頭更
に一步を進め、せめて公益事業だけで
も、今日の官公吏のごとく、みずから
争議を起さずとも人事院のごときも
で保護され、物価の騰貴の場合、経営
の利潤の許す範囲で自動的に何がしか
の賃金を増加するように、力ある勧告
が経営者にされるようにいたして、働
く者は安心してこの保護機関に任せ、
信用しておられるという制度にいたし
ます。なれば、労使双方のためにも、一
般国民大衆のためにも、いいのではな
いかと考えますが、如何なるものでござ
いませう。このことは労働組合側にも
諮つて見ましたけれども、歓迎され
るようございませうので、一つ政府で
も御考慮をお願いいたしたいのでござ
います。

昨年未のストは、国際的関連性も、
さまで強くなく、長引くストに経済的
にも精神的にも労働者は疲れていたと
見えます。緊急調整はむしろ時の氏
神のように歓迎された由に聞いており

昭和二十八年二月二十六日 参議院会議録第二十七号 電気事業及び石炭産業における争議行為の方法の規制に関する法律案(題旨説明)(前会の続)

官報(号外)

ますが、将来若し国際的背景を持つ政治ストが意外に根強く、且つ緊急調整令を出してもこれに應ぜず、依然ストを継続して、国民大衆の福祉が著しく阻害されるときありといたしますれば、政府は如何なる手段によつてその職場を守らんとされるか。職前、フランスの鉄道従業員のストのとき、時の大臣は、徴兵令に基き、スト中の従業員を召集令状によつて召集し、軍律の下にその現場を管理させたことがございますが、今日の日本では徴兵もなくなつて、多数のストが国法の命に犯わぬときには、すでそれは労働争議の段階を逸脱し、内乱とみなして、警察予備隊でも繰出すのかも存じませんが、よし、それにいたしましたも、技術の熟練を要する職場はなか／＼管理も困難だらうと存じますが、若しさうな場合ありといたしますれば、一体、政府は、秩序を維持し国民の利益を防御するために如何なる方法をとらんといたしますか。保安庁長官並びに法務大臣の御意見が伺いたいのでございませう。

念のためお尋ねいたしておきますことは、憲法第十二条は厳然として今なお効果を有しております。このたびの法規を新たに作らなくとも、あれによつて、国民の福祉が脅かされるときには、その行為は違法とみなして刑罰処置がとられるわけでございませうのを、更にこれを明文化して、注意を喚起するため、保安要員の引上げや送電停止を違法として禁止いたしましたことが、このことにより、ややとしますと、この禁止規定以外の争議行為は、たとえ国民の福祉を害するものであつても違法ではないかのごとき錯覚を国民に起させるのではないかと存じます。禁止規定以外のものであつても、やはり国民の福祉を著しく害する行為は依然として違法であつて、憲法第十二条により取締られるものであることを再確認して置かれることがこの際必要ではないかと存じます。

最後に、取締るばかりが日本の労働運動を正しく育成するものではございませぬ。漸く労働者側におきまして、社会福祉と自己の争議行為の調整を図らんとする自覚した民主主義労働運動が自発的に起されつございませうことは、日本の労働者の名譽のために慶賀すべきことと存じますが、それ故にこそ私どもの政党でも、労働者の体面を重んじ、かかる禁止規定なくとも絶対に民主主義を逸脱した争議行為が行われぬよう、労働者の成長を奨励いたしますため、今回の法規は、二、三年間の期限附暫定法規にしたいという配慮も行われておりますが、政府におかれましては、折角頭を出した労働者のこの民主的芽生えを伸ばすために何らかの方策をお考えでございませうか。

以上敬項目に亘りまして總理大臣並びに各所管大臣の詳細なる御説明が伺いたいのであります。私の質問はこれで終りでございませう。(拍手)

○國務大臣(緒方竹虎君) お答え申上げます。

今回の提案が不当に労働者側のみを圧迫するものじやないかというお話であります。政府といたしましては、これは決して労働者側を不当に圧迫するものではない。(具体的に言えと呼ぶ者あり)労働の間に公正を欠くものではないと考えております。全く、昨冬の炭労、電産のストの経験に鑑みまして、先ほど来、申上げますように、公益と争議権の調和を図りつつ最小限度にストを制限するといふ趣旨にはかならないのでございませう。その点、御了承を願いたいと思ひます。(拍手)

○國務大臣(戸塚九一郎君) お答え申上げます。

お尋ねの点について順序が多少間違つても知れませんが、あらかじめ御了承頂きます。

労働者の利益をむしろ人事院のごときもので代弁させるような方法はどうか、或いは暴力についての考え方を承つたのであります。やはり政府といたしましては、この労使間の問題というものについては、労使双方の、

しば／＼申上げるようでありませうが、自主的な努力に委ねることが何として第一義である、かように考えておるのでございませう。従つて争議行為を全面的に禁止することは、やはり避くべきである、かように考えております。但し争議行為による国民大衆の脅威、損害をできるだけ避けて行きたいというものは当然でありまして、争議行為全般を以て暴力主義的なものだといふうには考えておらないのであります。従つて労使の良識と健全な慣行の成熟を待つてこれを促進させること、これが政府として努力する基本的態度でございませう。その上で公益擁護のために必要最小限度の措置のみを定める、規制するといふ考えを持つておるのでございませう。

次に、賃金をだん／＼よくして、これによつて資本蓄積に向うようにといふ御意見でございませう。今日の日本の労働者の賃金につきましては、勿論これで十分だといふような考えを持つてゐるのではありませぬ。これは、戦後の日本の経済の実情等、複雑な要素を考慮しなければならぬのでありまして、戦後の労働者の賃金が逐次向上を見てゐるといふことも見逃せないことではあります。なお今後十分分の賃金問題については考えて参らなければならんと存じます。今日の経済の上に資本蓄積が国としても極めて大切であるといふことも申上げるまでもな

いことでありませうが、労働者の生活を犠牲にしてよいといふものでもないかと考へるのであります。政府としても、労働者の実質賃金がだん／＼上るようになり、能率の増進を図つて、それで資本の蓄積が行われるということに向つて行くことが誠に望ましいことであるといふふうに考えております。

今日の段階では国際的背景を持つ大任擲な政治ストの懸念はどうかといふ意味のようなお話でございました。これは或いは他の大臣からお答え申上げると思ひますが、直ちに大規模な政治ストが今国際的背景で行われるようなことは、現在の労働組合の実情から考へましても万々あるまいと考へております。

それから、やはりこれに引續いて、緊急調整の決定に従わないで、多数の労働者が国民の利益を大きくそこなうといふ場合についての御懸念がございました。政府といたしましては、緊急調整の発動があつて、なおこれを無視して、労働者が国家国民に損害を与へる争議行為を続けるといふようなことは、昨年の経験から見ましても万々あるまいと存じております。日本の労働者がそのよりの違法行為を万一犯したらどうするかといふようなことは、今あらかじめ予想して云々すべきではないと考へるのでございませう。

それから、この法案が通過しても、同じ程度の損害を国民と経営者に与え

いたしております次第でございます。

○議長(佐藤尚武君) 大山郁夫君。

○大山郁夫君 議長並びに議場の皆様、私は第一クラブの同僚の了解を得て、ここに電気事業及び石炭産業における争議行為の方法の規制に関する法律案について幾らか質問したいと思っております。

いろいろこの法案を讀んで行きますという、非常に疑問がたくさん出るので、非常に演説が長くなりそうになったので、ちよつとメモを書いて来たので、メモを讀むことにします。このメモの中には丁寧な言葉を使つておられない、何々でありますという代りに何々であるといつたような、ぞんざいな、ぶつ切りだらきな言葉を使つておりますが、併しその点は御了解願いたい。そうして多少スピードを出すかも知れませんが、その点も又御了解を願いたいと思ひます。時間を節約するために早速始めます。

この法律案には、電気及び石炭両産業の特殊性といふことが強調されておるが、その特殊性といふものは一体何を意味するのであるか。この法律案は、特に電気、石炭両産業が公共性を帯びているという点に触れているが、併しそれは今日の資本主義生産の下に行われているすべての産業に共通している性質ではないか。そこには、程度

の差こそあれ、今日大規模経営の下に置かれている産業で公共性の一面を持つていないものはない。従つて、この点から、電気、石炭両産業の特殊性を論ずることはできないはずだ。それ故に、特に、電気、石炭の両産業だけを選出して、それに従事する労働者だけをしてこのように特別立法の下に置くという事は間違ひである。そういうことをするのは、徒らに他の諸産業に従事する労働者に、この次は自分たちの番ではないかといふことを思わせるだけで、更に大きな不安を抱かせる結果になるものである。それとも、政府はそういうことをすることによつて、何らかの特別の具体的効果を狙つておるのであるか。この点、質問したい。

二、提案理由説明の中には、停電ストとが電源ストとかについて、労働者や資本家がそれによつてこうむる損害が、一般需用者が受ける損害に比して遙かに少いと説かれてある。このことは、よし、それが電気事業における争議の特殊性と見られ得るにしても、その前提から、どうして労働者だけの基本的権利を剝奪する法律、実質上スト禁止法とも言うべきこうした法律を作ることが必要だといふ結論が引出されるのであるか。こういう結論は、ただ労働者を敵と見るといふ前提の下においてのみできるものと思ふがどうか。この点、御答弁願いたい。

三、提案理由説明の中には、公共の福祉の擁護といふことの上に重点が置かれておるが、この場合、公共の福祉といふのは一体何を意味するのであるか。或る知名の法学者は、この法律案の中で公共の福祉と言つておるものは、実は公共の便益といふものを指しているのだ、こう言つておるが、成るほどそういう一面もあるが、併し我々から見れば、この場合公共の福祉と言つておるものは、ただそれだけではなくして、資本家の財産権をも意味しておるものと思はれる。即ち、この法律案は、公共の福祉の擁護の名において資本家の財産権を擁護し、その目的のために、日本國憲法第二十八條にある労働者の団結権、団体交渉権、その他の団体行動をする権利を、更に世界人権宣言第二十三條に保障してある労働者の公正かつ有利なる労働条件を得る権利を奪つたり蹂躪しようとしたりしておるものである。これは資本家の財産権を労働者の争議権の上に置くものであり、斯くて公共の福祉に合致しておるものではない。提案理由説明には、電気及び石炭両産業が国民経済や国民生活に対する重要性を持つておることと言つておる。これは確かにその通りだ。この点は昨冬の電産、炭労ストを通して十分に立証された。だが、この前提から生ずる当然の結論は、国民経済及び国民生活に対してそれほど重要性を持つておる産業に従事している労働者の基本的権利は、これを完全に奪

重して間然するところなきまでに擁護することこそが、社会の秩序のために必要なり、又吉田内閣が何よりも愛好しているところの道義の高揚にもなり、従つて公共の福祉を擁護するゆえんにもなると思ふが、どうであるか。

四、次に私は、この法律案第二条に出て来る「電気の正常な供給」という言葉の意味について質問したい。この言葉の意味を確かめることは、この法律案全体の本質を把握するために絶対に必要だと考へるので質問するのであるが、併し、私の質問の要点をはずきりせしめるために、私は先ず、私がこの法律案の底に伏せられている意義だと考へておるものがあるがまことに述べ、それに対する政府の見解を聞かなければならぬ。率直に言つて、私は、この法律案を通じて、アメリカの独占資本、アメリカの帝国主義の日本を自由に支配するための政策なり操作なりを、そして、それに対する日本の政府の反応或いは盲従の姿を、まさしくと見ることができるのである。我々がアメリカの独占資本とかアメリカの帝国主義とかと言ふとき、我々は直ちに、最近、社会理論研究の分野において、いわゆる現代資本主義の基本的経済法則として押し出されておるところの一つの新しい学説を思い出さなさいはおられない。この新しい学説の一人の代表的主張者の言ふところによれば、こういうことになる。「今日の資本主義社会において支配的地位を占めておる独占資本が追求しているものは、もはや単純なる利潤でなく、平均利潤でもなく、又平均利潤をちよつと上廻る程度の超過利潤でもなく、これは実に最大利潤そのものである。独占資本はかくのごとく最大限の利潤を獲得しなければならぬ」といふ必要に迫られて、植民地やその他の後進国を蹂躪させ、系統的に略奪し、幾多の独立国を従属国にし、現代資本主義巨頭達にとつて最大限の利潤を差けるためのより商売である新戦争をたくらみ、最後に世界経済を支配しようとするなど、大體こういうことが言われている。ここで、こういう説明を讀んでおると、我々の目の前には、自然と、全世界、全アジア、全日本の上におけるアメリカの独占資本の縦横無尽の活躍をまさまざと見ることができるのである。日本の経済が完全にアメリカの経済に從属せしめられて来たことか、或いは日本の全土がアメリカの軍事基地にせられて来たことか、日本の再軍備がアメリカの帝国主義の指揮の下に絶体絶命のものになつて来ているように見えること等々々。こういうことは、すべて皆、現代資本主義の基本的法則の作用の現われとしてアメリカの独占資本の働きの実例として理解することができ、更に、アメリカ独占資本の軍事

的冒險工作の一例は、我々はこれを我々の目と鼻の先の朝鮮の戦乱の上に見ている。そして、朝鮮戦乱が始められてから(「簡単々々」と呼ぶ者あり)このかた、日本の産業の上に行われて来た企業合理化が、朝鮮における国産軍の競争を安価に而も能率的に遂行することができるよう目的で行われるようになって来た。それは、いわゆる出血受注の下に行われている特需関係の工業が日本の産業の上において重大な地位を占めるようになって来て、この法律案は、こうした観点から検討しなければならぬものである。少くとも、こうした観点から見れば、この法律案の誘因の原因がどこにあつたかがわかるような気がする。……それでは……(五分あると呼ぶ者あり)それは端的に最後のところに入りませう。

そこで問題は、この法律案第二条に帰つて来るが、ここで電気産業に関して「争議行為として、電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為」が禁止されている。その条文は、争議行為によつて停電を惹き起すことを禁じているものであり、一見あたかもそれが公平に労使双方に適用せらるべきものであるとせられておるように見える。なぜなら資本家も工場閉鎖によつて停電を惹き起す手を持つてゐるからである。けれども、この法律案が法律になつた際には、資本家は、もはやそんな手を使う必要がなくなるから、結局この条文は事実上労働者だけに適用せられるように作られてゐる。提案理由説明を讀んでみると、労働者が行う電源ストとか停電ストなどの行動だけが強調されておる。その辺を讀んでおると「電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為」に責任があるのは、ただ電源ストや停電ストなどをやる労働者だけだといふような印象を受けるが、併し事実は果してその通りであるか。今、電気の正常な供給の停止といふような言葉を離れて、単に停電といふ事実だけを見れば、まだそれ以外にも原因がある。しばしば「漏水とか天候不良といふようなものまでが停電の責任者として数えられておる。だが、一般家庭や中小企業の工場などで見られる停電の場合には、まだそれ以外にも大きな原因がある。それはアメリカの駐留軍や軍事基地や軍需工業関係の工場に法外に多量の電力が供給されておるといふことである。この点に関して、私が得た統計数字によれば、日本全国において駐留軍や軍事基地や軍需工場関係の工場に供給せられておる電力量は、総量の七〇%乃至七三%に上つておると言われておる。なおこれに関連し

て電気料金に関する数字も挙げられなければならぬ。即ち私が得た数字によれば、電力の原価は一キロワット時当り四四五八銭であるが、米軍並びに特需関係の工場に対しては、この原価を遙かに割つて、行政協定で定められた一キロワット時当りの五十五銭のレートが保証されており、米軍家族に対しては一キロワット時一四前後で供給されておる。これに反して一般家庭や中小企業工場には一キロワット時当り八円乃至十六円のレートで供給されておる。最後に掲げられたこれらの数字は、最初に掲げた数字よりも遙かに複雑な事情を物語つてゐる。即ち、それは先ず第一に、平和な生活をしておる家庭や平和な産業に従事しておる中小企業の工場などは、軍隊や百パーセント軍事的性格を持つ特需関係の工場よりは遙かに高い料金で電気の供給を受けているにかかわらず、最も多く停電の厄にかからされてゐるのは、最も高い料金を払わされてゐる一般家庭や中小企業工場であり、それから次に、支那階級は、中小企業家とストをやつてゐる労働者の間に極力、離間策、分裂政策を行おうとしておるが、併し実際のことを言へば、彼らこそ、この停電を中心として見れば、共同の罹災者であり、共同の犠牲者なのである。労働者は実際にしばしば電源ストや停電ストを行なつたが、併し新聞紙によると、彼

らは大抵の場合、主として大日工場を彼らの停電……

それでは最後に一言だけ言わして頂きます。この第二条にある「電気の正常な供給」といふことが何であるとするべきかといふことは、結局立場の異なるに従つて異なつて来る。即ちこの競争を支持し、再軍備を主張しておるところの、そういう立場の者から見れば、電気の正常なる供給といふのは、そういう軍需工業とか或いは外国軍隊に供給することが、これが電気の正常なる供給といふことになるのであつて、反対に、平和を支持し、そして再軍備に反対して、飽くまで、戦争を防止しようとしてゐる者の立場から見れば、その反対である。この条文の「電気の正常な供給」といふ言葉は、前者に属して後者に属するものでないといふふうに我々は考えられるが、政府の解釈はどうなのであるか。この点をお伺いして、私の質問を打切ることになります。(拍手)

○團長(佐藤尚武君) 只今の大山君の御演説の中で、大山君がメモを朗讀する云々と言われたのでありますが、議長としては、本院規則第百三条の規定の關係としては、いわゆる文書を朗讀することではなくして、発言の参考としてメモを使用されたものと認めております。(その通りだと呼ぶ者あり)大山君の御発言の次第もありません。

で、この点、念のため申し上げておきます。(名議長と呼ぶ者あり)

○國務大臣(緒方竹虎君) 大山さん御質問はかなり専門のことが含まれておりますので、主管大臣からお答えを申上げることになります。

○國務大臣(戸塚九一郎君) お答えを申上げます。

この法案に言ふ特殊性といふことについてのお尋ねでございますが、電気事業及び石炭産業の特殊性とは、勿論その公共性も含むものであります。が、これら事業における公共性とは他の公共的諸産業の中でも特別なものがありません。いわゆる基礎産業中の基幹産業であります。

更に電気については、高度の独占性……代替性が殆んど全くない。又生産と消費が直結して、生産の停止は即ち直ちに消費の停止を来す。而もその争議行為が僅少の人の僅かな操作を以て需用者に至大の影響を与える。労働争議当事者の損失に比して、第三者たる需用者の損失が比較を絶して莫大なものがある等がございます。石炭については、すべての産業の基礎をなすものであると共に、又地下労働の特殊性から、保安業務は一刻も停止を許さないものがある等がございます。従つて本法案の規制の対象が

昭和二十八年二月二十六日 参議院會議録第二十七号 電気事業及び石炭産業における争議行為の方法の規制に関する法律案(趣旨説明)(前会の続)

るときは、それが同時に公共の福祉の増進になるのが憲法の趣旨とするところであると考ふる次第であります。

(拍手)

〔国務大臣戸塚九一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(戸塚九一郎君) 答え申上げます。

ストライキによれば多かれ少なかれ損害はあるものだというお説でございましたが、要するに損害は程度の問題と考へて行かなければならないものと存じます。

なお、重大なるという意味について御意見がございました。数字で今は直ちにはつきりと申上げかねますが、昨年の実績を見ましても、重大なる損害、脅威を与えたことは、もう明かなところであると思つております。

それから昨年のストライキが長期化したのは、日経連の策動と、或いは政府の無策のいたすところという御意見でございます。これは長期化したにはいろいろ理由があると思つてます。労使双方に主張が強かつたこと、又その間の交渉によつて遂に長引いたということ、又遺憾なことではあります。

併しその間に日経連が策動したというところは私は存じません。又政府が無策であるというところは、これは御批判に任せる以外に何ともしようがございません。

それから今度の法案が非常に抑圧的であるという、一方を抑圧するものであるということでございますが、先ほど来しばしば申上げておる通りであります。又、本法案の内容をよく御覧頂ければ十分おわかりを頂けるのではないかと、かように考へるのでございます。

それから、むしろ積極的に経営参加等の方法をとつてはどうか、これもしばしば伺う御意見でございます。直ちに外国と同じようにということは如何かと思つてますが、我が国においても国情と視み合せつつ研究をいたして参りたいと考へるのであります。今度の立案を労働法の改正によらずして単独立法にした一労働法はどちらかと申せば労使の間の調整の問題でありますので、わざと避けて、今日は昨年の実績に鑑みて、争議の方法のむしろ内容の一部を規制するという意味でかように提案をいたした次第でございます。(拍手)

〔国務大臣犬養健君登壇、拍手〕

○国務大臣(犬養健君) 答えいたします。この憲法の解釈とか法制意見は、実は法務府が法務省になりまして、法制局のほうに移つたのでございますが、法制局長官もおられませんし、折角の名指しでございますから、便宜上、私から答弁を申上げます。

公共の福祉ということはどういうふうかに解釈するか——これは結局、平たく言えば、社会一般の人を中心として考へた場合の幸福、利益というふうなことに、私は解釈いたしております。そこで、成るほど、先ほど御指摘の憲法第二十八条には、勤労者の団結の権利、団体行動の権利を保障している規定がありまして、これは働く人の生き行くための基本的な人権と結ばれた觀念だと存じます。(やつておらんじやないか)と呼ぶ者あり)併し我々共同生活をしていく者といつたしましては、それには一定の条件を要しますので、さればこそ憲法第十二条に記されてあるように、憲法に保障された国民の自由と権利は、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任があるというものは、その意味と私は解釈いたしておりますのであります。(やつておらんじやないか、政府は)と呼ぶ者あり)又憲法第十三条に、「すべて国民は、個人として尊重される。」これが堀さんの御指摘になる基本的人権に関係があると思つてますが、そうして生命、自由、幸福の追求に関する国民の権利は、併し公共の福祉に反しない限り最大の尊重を受ける。(公共とは何だ)と呼ぶ者あり)ここに両方の制約関係があると私は解釈いたしております。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 兼岩傳一君。

〔兼岩傳一君登壇〕

○兼岩傳一君 私は日本共産党を代表して、スト禁止法案について質問をいたします。

政府は、本法案が公共の福祉を守るためのものだと言明してあるが、一体、政府の言う公共とは誰を指すのか、先ず第一にこの点について吉田首相の明快なる答弁を求めたいのであります。街を御覧なさい。現在、一日二時間、一週二回の昼間停電で国民は大変な損害を受けておる。家庭ではアイロンもかけられず、電熱器も使えず、中小企業家は仕事にならないため、一層ひどい金詰りに陥つて、倒産の危機にさらされておる。この電力危機は一体どこから来ているのでしょうか。今、日本では年間四百十八億KWHの電力が生産され、これは戦前の最大の電力量を更に二割も上回る電力量ではございませんか。こんな大量の電力が生産されながら今日の電力事情は、国民の全く理解できぬところだ。政府は口を開けば海水であるとかまかしておる。併し米軍関係や軍需工場を御覧なさい。これらに対しては、市民の損害をよそにして、思い放頭の電気が流されております。その分量は驚くべき電力量総生産量の七割に及んでおります。

例えは昭和電工への送電を一日切れば、これで東京全部が明るくなるのであります。而もこの昭和電工たるや、この一社だけで関東地方の電力の割以上を使つて確安を作つておりますが、不届

きなことに、その確安を東亜アジアに一呎六百六十円で投売りをしております。そうして、その損失を補うために、日本の農民に対して八百八十円という高値で売つておるではありませんか。この不合理を総理や通産大臣は日本国民に何と説明されるでしょうか。(聞かんほうがいいぞ)と呼ぶ者あり)

殊に重大な点は、昨年の電産ストの際に、政府や資本家団体がどういふやり方をし、何と宣伝したかです。会社側は、軍需会社への送電を確保しながら、市民向けの電気を切らせて、市民の生活を暗くさせ、あたかも電産労組が公共の福祉を害したかのごとく騒ぎ立てたではありませんか。(謀略だよ)と呼ぶ者あり)今、湯水期になつても、米軍関係や軍需工場をとめようとしないうで、平和産業や市民だけに迷惑をかけながら何一つ謝らない。口を拭つて知らん顔をしておるのみか、公共の福祉などと都合のいい理屈を付けて、電産労働組合からストと権利を剝奪しようとしておる。而も、先に大山郁夫先生の指摘されたように、これらの米軍関係や軍需工場は、日米行政協定の取極によつて、一キロワット時の原価三四五十銭のものを僅か五十五銭で買つておる。これに反し、肝心の日本側の中小企業や市民には八円から十六円という驚くべき高値で売つておる。これによつて会社は一割五分という高率の利益配当ができ、大々的に電

源開発を進めておる。例えば東電は、東京の月島で二十万キロワットという東洋一の大火力発電所を建設しているではありませんか。そののみか、外資導入のために更に三割の電気料金の値上げをもちこんでおる。そうして労働者に小しては首切りと労働強化を押し付けております。例えば朝鮮戦争前に一人の電産の集金係の一月の料金票千二百枚の責任が、今ではその七割増しの二千枚になつてゐるではありませんか。

私は吉田首相に質したい。政府が国の宝と宣伝しておる電力は、私が以上指摘したように決して日本人の国の宝にはなつておらんでありませんか。政府は電力の七割までをただ同様の値段で米軍と軍需工場に使わせ、日本の市民には高い電気料を、日本の農民には高い硫安を、電産労働者には低賃金と労働強化を押し付けておる。そうして、この国辱的な経営を安穩に続けるために労働者のストライキを禁止し、うとしておるのが今回の法律案なんです。従つて政府の守らうとしてゐる公共の福祉は、日本人の平和な生活の福祉ではなくて、アメリカ帝国主義者の福祉、アジア侵略戦争の福祉、その日本における少数の召使どもの福祉であることは、今や明かな事実はありませんか。これに対して吉田首相、小笠原通産大臣の明快な答弁を求めます。

第二は、石炭産業の問題であります。今、日本の石炭は電力と同じように、国内ではトン二十ドルのものを、米軍関係や軍需工場及び朝鮮戦線には元値を切つてトン当り十六ドルの値段でどんどん持つて行かれ、激しく増産が要請されております。そのため、朝鮮戦争以来、目に見えて労働強化がなされました。三年前、一カ年四千五百万トンの採炭量が、翌年には四千八百万トン、そうして次には五千万トン、今年には六千万トンに殖やされております。これに反して賃金は一向に殖えないのみか、昨年十月一日の総選挙で自由党が過半数を取つたその日に、鉄業連盟は炭鉄労働組合に対して二〇%の賃金切下案を示して来た。即ち資本家は、同一の賃金で労働強化によつて二〇%の増産をせよとしたのです。(違ふ違ふと呼ぶ者あり)そうしてこの増産が、朝鮮戦線に、より安い石炭を、より大量に提供しようとしたものであつたことは明かではありませんか。

では、この当時の炭鉄労働者の模様はどうだつたか。一例を挙げてみると、この当時もうすでに労働者は坑内でゆつくり昼飯を食べるだけの時間がありませんでした。このため、妻は夫の弁当箱に入れる魚の骨を一本々々取つて詰めなければならなかつた。そうしないと、夫が魚の骨を喉に突き刺す危険があつたのです。(笑声、「笑い事でない」と呼ぶ者あり)この妻は曾つて父が太平洋戦争のためにこのようにひどい労働強化をやらされて死んで行つたことを忘れることができません。そうして今又、夫がそれと同じような目に会つてゐる。これはただごとではない。米國と吉田政府が大戦争を企んでゐるに相違ない。労働者の家族たちは、「父ちゃんを殺すな」と叫び、妻は夫と共に、母は息子と共に起ち上り、こうして日本の労働運動史上會てない二カ月余に亘る炭労の大ストライキが起つたのです。週に十五時間を超えろ過勤務で苦しんでいた電産労働者も、これと共に騒起しました。この電産、炭労の闘いを中心に、自動車、私鉄、国鉄、金属の労働者及び基地労働者など、およそ日本の組織された労働者はすべて起ち上り、曾ての二・一ストを凌ぐ大闘争に発展しました。ここに危殆に瀕したのは誰でしょうか。それは戦争のための、アメリカのための公共の福祉ではなかつたでしょうか。だから狼狽した米政府が、例えば石炭に換算して二百万トンに相当する重油の輸入を押し付けて、ストライキを切り崩そうとしたではありませんか。又、このストライキで守られたものは何でしょうか。それは平和のための、日本の独立のための公共の福祉ではなかつたでしょうか。だから全世界の労働者が支持し、中国をはじめ世界労連加盟の組合は勿論、アメリカのAFLの炭

鉄労働組合からさえも一万ドルの見舞金を送られてゐるではありませんか。こうして、職階制賃金の打破、食える賃金を寄こせで立上つたこのストライキが、全国民の生活を困苦のどん底に落してゐるアメリカと吉田政府の戦争政策と真つ向から対立したのは当然であります。このストライキの先頭に立つて闘つた炭労、電産の労働者こそ、吉田政府と自由党がアメリカに充渡した日本の独立を闘い取るための、真に愛國的な行動であつたのであります。

私は吉田首相に求める。あなた方憲國政府は、労働者の愛國的な大ストライキの闘いが恐ろしくて今回スト禁止法案を提出したといふことを、隠さず率直に認められてはどうか。若し吉田首相の胸に一片の政治的良心が残つておるといふなら、そうすべきです。若しそうでないといふなら、その理由を日本国民の納得の行くように説明してもらいをい。而も政府は、この法案の第三条で、保安施設を守るためにストライキを禁止するのだ、保安要員の引上げは不法行為であると強弁しております。一体、日本の炭鉄に、厳格な意味から見て、本当に労働者の生命を守る保安施設があるといふのでしようか。そして労働者の不注意を責めてゐる。私はこの点について戸塚労働大臣の説明を求めたいのであります。炭鉄労働者は、保安施設らしいもの何もない

い職場で怪我をして、毎日三百人が片輪になり、毎日平均二人が死んでゐるではありませんか。その一番皮肉な例が最近九州の三池炭鉄で起きています。そこで会社が事故なしデーを祝つてどんちやん騒ぎの最中に、一人の労働者が炭車に挟まれて死んだのです。ソヴィエトのドンバス炭鉄を御覧なさい。そこでは、労働者にとつて一番苦しい、一番危険な採炭作業を機械化することに成功しております。炭鉄労働者と、技術者と、政府の協力によつて、輝かしい採炭コンバインが発明されたのです。そして今やそれは全ソヴィエトの炭鉄に普及されてゐます。これこそが本當の保安施設です。飽くなき利潤の追求のためには平気で国を売つて戦争をやるやからには夢にも考えられぬことなんです。これは決して科学技術の問題ではなくて、まさに政治の問題です。今、日本の炭鉄は、会社の特別訓練を経た職場防衛隊が保安要員となつて、発電所、通風機、ポンプ、切羽などを固めてゐます。これは、労働組合がみずから手で保安施設を改善し、これを守つて防衛するために、飯山の奥点を資本家自身の手で固め、貴重な石炭資源と、労働者の血と汗を戦争政策の犠牲にしてゐるのであります。私は戸塚労相及び木村保安庁長官に対し、この第三条の真の狙いを明かにされることを求めたい。これは戦争に反対する労働組合の一切の行動を弾

は、労働組合がみずから手で保安施設を改善し、これを守つて防衛するために、飯山の奥点を資本家自身の手で固め、貴重な石炭資源と、労働者の血と汗を戦争政策の犠牲にしてゐるのであります。私は戸塚労相及び木村保安庁長官に対し、この第三条の真の狙いを明かにされることを求めたい。これは戦争に反対する労働組合の一切の行動を弾

昭和二十八年二月二十六日 参議院會議録第二十七号 電気事業及び石炭産業における争議行為の方法の規制に関する法律案(題旨説明)(前会の説)

圧すために武装権力を差向けるための規定でしよう。現に昨年十二月、九州高松炭産で緊急調整の発動後に、なお独自の要求を掲げてストライキを繰り返していたところ、政府は武装警官を差し向けて山を占拠し、柵を張りめぐらして、労働者を山から追い出したではありませんか。政府は将来ストライキの規模に際して、保安隊を、或いは米駐留軍を出動させること、これがこの法律案提出の政府の真の狙いであることは明瞭です。然りとすればこの法律案は、以上によつて明かに、が宣言、憲法に違反し、基本的人權を蹂躪し、民主主義の原則に逆行するものであり、従つて法律として無効であります。

今アメリカにおいてアイク政権が成立し、朝鮮の戦争を全アジアに拡大しようとする陰謀が着々進められ、メキシコ國務長官が吉田首相に再軍備の拡大を強要し、そのため池田通産相が渡米すると伝えられている矢先に、この法律案が提出せられたことは、決して偶然ではありません。先に輸送、通信の労働者からスト権を奪ひ、今、電気、石炭等、動力部門からスト権を奪ひ、やがて私鉄、鉄鋼、造船に及ぼうとしているのは明かです。これこそが再軍備でなくて何でしょう。なぜならば、この体制を作り上げれば、あとは、憲法の改正も、徴兵制度の施行も、天皇制の強化も、そして全国民を

米帝國主義者の企てている大戦争に投入することも、ずつと容易になるからであります。なぜならば、日本の独立と平和を守る民族の中心部隊たる労働組合のストライキ闘争が弱まるからであります。曾て中国侵略のいわゆる支那事変が開始され、労働組合が産別化されて、ストライキの権利を失つたとき、あの脅むべき太平洋戦争が起きたことを想ひ起すべきであります。

併し今日の日本の労働者階級は、曾ての過ちを二度と犯すものではありません。今や日本の労働者は、アメリカと吉田政府の戦争政策のための低賃金、首切り、労働強化に反対して、春季大闘争に立ち上りつつあります。そして実力を以て政府の意図を粉碎しようとしていきます。私は日本共産党を代表して、全労働者階級をはじめ、平和を愛する全国民と共に、このような悪法

の即時撤回を要求して、吉田総理大臣以下の誠意ある答弁を求める次第であります。(拍手)

〔國務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕

○國務大臣(緒方竹虎君) お答えいたします。

御批判は自由であります。〔批判判じやない、事実だと呼ぶ者あり〕政府は、総理大臣の施設演説にも申しましたように、占領政策の是正を政策の一つの基調といたしまして、専ら日本の独立性を高める意味において政策を行なつておるのであります。独立自主性

を高める意味におきまして政策を進めているのであります。外国の顔色を見て政策をきめるといふことは絶対にやつておりません。〔えらいものですね〕と呼ぶ者あり。今の御批評は、他人、心あり、我これを付度す」といふ言葉でお答へするより以外にないのであります。〔そんなことじや答弁にならない〕と呼ぶ者あり。

〔國務大臣小笠原三九郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(小笠原三九郎君) 朝鮮向けの石炭についてお話がありました。これは各炭産が競争入札をしたのであります。政府の指示ではございません。なお、増産計画について、今昭和二十七年度は六千万トンとかのお話がありました。二十三年三千万トン、二十四年三千八百萬トン、二十五年三千八百五十萬トン、二十六年四千三百萬トン、二十七年四千四百萬トンでありまして、何ら六千万トン等の増産を強要しておる事実はございません。なお、労働強化の事実も少しもございません。八時間労働でございます。〔怪我人や死人はどようです〕と呼ぶ者あり。

それから電気のごときでございますが、家庭用、商業用、電鉄、ガス等の公共用としての電力需用が総需用の三割に及んでおるのであります。ほかの産業部門、如何に軍需関係を広く解

釈いたしましたとしても、そんなに七〇%に達する事実はございません。〔何割ですか〕と呼ぶ者あり。特に又軍需工場に對しまして特別な取扱をいたしておる事実はございません。〔何割か答へなさい〕「何割だ」と呼ぶ者あり、拍手。〔ソ連は間違つてゐるんだらう〕「本當の腹から答へなさい」と呼ぶ者あり。

〔國務大臣戸塚九一郎君〕 お答へ申上げます。

○國務大臣(戸塚九一郎君) 炭産の保安施設なしというお説には従ひかねます。〔ぼそ／＼言つたつてわからんよ〕「何がなし」と呼ぶ者あり。炭産の保安施設がないというお話がありましたから、その説には従ひかねますと申上げたんです。

政府は、本法案の制定によつて、〔あんな、ちやちなものは保安施設と言えないよ〕と呼ぶ者あり。その後、武裝警官、保安隊或いは米軍が云々というお話がありました。本法案は争議行為に警察や保安隊を介入させる法律案ではありません。又そういう意図も毛頭持つておりません。〔何を介入させます〕と呼ぶ者あり。

次に、本法案に引續いては、私鉄、日通、鉄鋼等の制限をするのではないかとのお話でございました。これはしばしば申上げましたように、さういふ考えは持つておりません。(拍手)

〔國務大臣木村篤太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。

先ほど深川委員に対して答弁いたしました通り、保安隊は決して軽々しく出動はいたしません。〔重々しく出動するの〕と呼ぶ者あり、笑聲。要するに、ストが暴動化して、国家の治安が乱れて、普通の警察力を以てして到底これに対処することができない場合、初めて保安隊が出動するのであります。〔それでは同じことじやないか〕彼は一番正直だよと呼ぶ者あり、拍手。

〔兼岩傳一君「議長、再質問」と述べ、「時間ない」一分間残つてゐるんだ」最後の一声を聞け〕と呼ぶ者あり。

○議長(佐藤尚武君) 兼岩傳一君。

〔兼岩傳一君登壇〕

○兼岩傳一君 木村保安庁長官は割に正直な答弁をされて、出動させるんだと言つておられるし、それから通産大臣に至りますと、何割かという言葉を、僕が七割と指摘したことは間違ひである、そつして自分は何割であるという主張が何にもありません。〔非常識だから答へようがないんだよ〕と呼ぶ者あり。これは、けしからんと思ふ。

それから、私は今、緒方官房長官が答へ放しで席を外されたことに對して、非常な、彼自身の言葉を以て言へば、非常な批判の目を向けた。そこで私は、こつういふ代用品に答へてもらわな

くてもよろしいから、明日総理大臣
じきへに答えてもらいたい。(必要
なしと呼ぶ者あり)それは、私が質問
いたしましたのは、何ら批判ではな
く、現実の事実を指しておる。私は、
全部事実と則つて、今日の電力の危機
というものの実態が「デマだよ」でた
らめを言うな「ちやんと調査してあ
るんだよ」と呼ぶ者あり)アメリカ及び戦
争一辺倒に使われておるところに一切
の禍根があるということを指摘した。
そうして値段が三円五十銭のものを五
十五銭で投売りしているじやないか。
農民の肥料は、しわ寄せられて、うん
と高くなつておるではないか。(六千万
トンドりした「デマ」と呼ぶ者あり)
このような政治を、吉田総理大臣はこ
のようなやり方を……(「デマ言う
な」と呼ぶ者あり)電力が国の宝であ
る、或いは公共の福祉を守るためだ
どと言つておるが、そういうことは全
然なつていないじやないか。この事実
を如何に政治的責任を以て答えるかと
いうことを私は要求したのでありま
す。従ひまして、私はこの只今の吉田
総理の代理の諸方官房長官の答弁は、
全然答弁になっておりませんので、私
の逐一総理大臣に対して質疑いたしま
した点は、明日全部答えて頂きたいと
いうことを要求いたしましたして、私の再
質問を終わります。(自分の質問が無責
任なんだ「答弁終り」と呼ぶ者あり)

議長、総理大臣は答えていません。
そうして再質問に対しても、いませ
ん。それでですから、私の質問の全部に
対して、吉田氏は明確に答えるという
ことを私は議長に要求いたします。(明
日答弁必要なしと呼ぶ者あり)そのた
めの議長じやないか。(必要なし)緒
方もいないじやないか「質問終つたら
坐れ」と呼ぶ者あり)
○議長(佐藤尚武君) これにて質疑の
通告者の発言は全部終了いたしましたし
た。質疑は終了したものと認めます。

○議長(佐藤尚武君) 日程第二、医師
会、歯科医師会及び日本医療団の解散
等に関する法律の一部を改正する法律
案(衆議院提出)を議題といたします。
先ず委員長の報告を求めます。厚生
委員長藤森眞治君。

(審査報告書は都合により附録に
掲載)

医師会、歯科医師会及び日本医療
団の解散等に関する法律の一部を
改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年二月十日

衆議院議長 大野 伴睦
参議院議長 佐藤尚武殿

医師会、歯科医師会及び日本医
療団の解散等に関する法律の一
部を改正する法律

医師会、歯科医師会及び日本医療
団の解散等に関する法律(昭和二十
二年法律第二百二十八号)の一部を次
のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加え
る。

第十六条の二 前条の規定により分
配をした後において、なお残余財
産がある場合においては、清算人
は、日本医療団が目的としていた
医療の普及に資するため、日本医
療団から譲渡された医療機関及び
その他の公的医療機関の整備のた
めに、その残余財産を処分するこ
とができる。

前項の規定による残余財産の処
分は、前条の規定による残余財産
の分配の終了後一年以内に、これ
をしなければならない。

第十七条中「残余財産の分配」を
「前二条の規定による残余財産の分
配又は処分」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条 第十六条の規定により分
配をした後における残余財産で、第
十六条の二の規定によつて処分さ
れないものは、国庫に帰属する。

第二十一条中第十五条第一項を
「第十五条」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

(藤森眞治君登壇、拍手)

○藤森眞治君 只今議題となりまし
た、医師会、歯科医師会及び日本医療
団の解散等に関する法律の一部を改正
する法律案の厚生委員会におきま
す審議の経過並びにその結果について御
報告申し上げます。

先ず、本案は衆議院互四郎議員外二
十九議員よりの提案であります。二
月十六日の厚生委員会におきまして、
互議員から次のように提案理由が述べ
られました。

日本医療団は昭和十七年二月二十五
日、法律第七十号、国民医療法によつ
て設立せられた特殊法人でありまし
て、医療の内容の向上と、その普及を
図ることを目的として、医療体系の整
備に當つて来たのであります。終戦
後、厚生省の医療行政上の必要から、
自発的に昭和二十二年十月三十一日法
律第二百二十八号を以て解散したのであ
ります。医療団が解散した当時におき
ましては、医療施設の経営上多額の欠
損を生じて、赤字経営ながらの清算で
ありましたので、その清算の見通しと
しては残余財産の生ずることなどは
予想せられなかつたのであります。が、
併し、その後、清算は順調に進捗中で
ありまして、現在の見通しとしては
約六億余円の残余財産を生ずることが
ほぼ確実となつたのであります。然
るに、現行解散法第十八条によりま
す、この残余財産は国庫に帰属するこ
とになつておるのであります。そこで

医療団の清算は自己清算の建前をとつ
ているのであります。医療団がその
財産を以て債務を完済できない場合に
は、何ら国家の保証がなく、清算人に
破産宣告の請求義務を負わしめてお
るのであります。従つて、剰余が生じた
場合にのみ国庫に帰属せしめることは
不合理であります。又一面、この残余
財産は医療団所有の施設を処分した結
果生じたものであり、且つ医療団施設
は、元来、その重要性にもかかわら
ず、内容が甚だしく不完全なものが多
かつたのであります。併しながら、清
算上止むなくそのまま移譲した実情で
ありますので、この残余財産は、特別
の場合のほかは、原則として、当然こ
れら医療団から移譲した医療施設の整
備のために使用すべきものであると存
するのであります。なお、医療団所有
施設の移譲を受けたものは、国のほか
は大部分地方公共団体でありますのみ
ならず、事業面からいつても、医療団
解散後、医療施設の普及と整備を図る
事業を医療団に代つて遂行しているも
のは、国のみならず地方公共団体も又
相当部分を担当しているものでありま
す。従つて、各地方公共団体からは、
残余財産を医療機関の整備のために使
用せよとの熾烈な要望があつたのであ
ります。以上のような次第であつてみ
ますれば、現行法の規定は明らかに不
相当であると考えられるのでありま
す。医療の普及を目的として事業をい

昭和二十八年二月二十六日 参議院會議録第二十七号 医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案

たして来ました日本医療団の清算によつて生じた剰余金は、当然これと同じ目的のために使用すべきものでありまして、以上のような事情を考え合せますときは、そうした措置をとることが一層適当と考えられるのであります。

以上の理由によりまして、この剰余財産を日本医療団から譲渡された医療機関等の整備のために処分できることといたし、以て我が国医療の普及に資したいと考えた次第であります。(「国に返さなくちやいかんじやないか」と呼ぶ者あり) 以上が提案理由の概要であります。(「特殊団体に返すべき筋合いのものじやない」と呼ぶ者あり)

二月十七日の厚生委員会にまきましては、提案者並びに清算人、厚生省当局に対しまして、各議員より熱心な質疑がなされたのであります。質疑応答の詳細な内容は速記録により御覧を願いたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決に入りましたところ、全会一致を以て本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第三、海岸砂地帯農業振興臨時措置法案(衆議院提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。農林委員会理事池井治三郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

海岸砂地帯農業振興臨時措置法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十八年二月二十一日

衆議院議長 大野 伴睦

参議院議長 佐藤尚武殿

法

海岸砂地帯農業振興臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、海岸砂地帯に対し、潮風又は飛砂に因る災害の防止のための造林事業及び農業生産の基礎条件の整備に関する事業をすみやかに且つ総合的に実施することによつて、当該地帯の保全と農業生産力の向上を図り、もつて農業経営の安定と農民生活の改善を期することを目的とする。

(海岸砂地帯の指定)

第二条 農林大臣は、海岸砂地帯農業振興対策審議会の意見を聞いて、潮風又は潮流に因つてたい積された砂土におおわれているため

に、土砂の飛散又は移動がはなはだしいか又は農業生産力が著しく劣つてい土地が集团的に存在する都道府県の区域の一部を海岸砂地帯として指定する。

2 農林大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示するとともに当該都道府県知事に通知しなければならない。

(都道府県知事の定める農業振興計画)

第三条 前条第二項の通知を受けた都道府県知事は、同条第一項の指定に係る海岸砂地帯についての農業振興計画を定め農林大臣に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により農業振興計画を定めるには、あらかじめ、関係人の意見を聞かなければならない。

(農林大臣の定める農業振興計画)

第四条 農林大臣は、前条第一項の農業振興計画を参し、かつ、海岸砂地帯農業振興対策審議会の意見を聞いて、海岸砂地帯についての国の農業振興計画を定めなければならない。

2 政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、前項の農業振興計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

3 前項の予算の計上に當つては、第一項の農業振興計画が総合的且つ効率的に実施されるよう考慮されなければならない。

4 政府は、毎年度、第一項の農業振興計画を実施するために必要な資金の融通に関する計画を定めなければならない。

(農業振興計画の内容)

第五条 農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

一 防災林の造成、改良及び維持管理に関する事項

二 農地の造成、改良及び保全に関する事項

三 農業用道路その他農地の利用上必要な施設の整備に関する事項

四 農畜産物の生産、加工、販売その他処理についての共同施設

五 農業技術の改良、農業経営の合理化及び農民生活の改善に関する事項

(事業の実施)

第六条 第三条及び第四条第一項に規定する農業振興計画に基づく事業は、この法律に定めるものの外、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施する。

(委任事項)

第七条 第三条から前条までに定めるものを除く外、農業振興計画の決定について必要な事項は、省令で定める。

(海岸砂地帯農業振興対策審議会)の設置及び権限

第八条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他海岸砂地帯における農業振興に関する重要事項を調査審議するために、農林省に海岸砂地帯農業振興対策審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

2 審議会は、海岸砂地帯における農業振興に関する重要事項につき、関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

(審議会の組織等)

第九条 審議会は、左に掲げる委員二十五人以内で組織する。

一 衆議院議員の中から衆議院が指名した者 五人

二 参議院議員の中から参議院が指名した者 三人

三 自治庁次長

四 大蔵事務次官

五 農林事務次官

六 建設事務次官

七 経済審議庁次長

八 都道府県知事の中から農林大臣が任命した者 二人

に、土砂の飛散又は移動がはなはだしいか又は農業生産力が著しく劣つてい土地が集团的に存在する都道府県の区域の一部を海岸砂地帯として指定する。

2 農林大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示するとともに当該都道府県知事に通知しなければならない。

(都道府県知事の定める農業振興計画)

第三条 前条第二項の通知を受けた都道府県知事は、同条第一項の指定に係る海岸砂地帯についての農業振興計画を定め農林大臣に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により農業振興計画を定めるには、あらかじめ、関係人の意見を聞かなければならない。

(農林大臣の定める農業振興計画)

第四条 農林大臣は、前条第一項の農業振興計画を参し、かつ、海岸砂地帯農業振興対策審議会の意見を聞いて、海岸砂地帯についての国の農業振興計画を定めなければならない。

2 政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、前項の農業振興計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

九 都道府県議會議長の中から農林大臣が任命した者 二人

十 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学の教授の中から農林大臣が任命した者 三人

十一 農業者の団体を代表する者の中から農林大臣が任命した者 五人以内

2 前項第一号、第二号及び第八号から第十一号までに掲げる委員の任期は、二年とする。但し、補欠の任期は前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。

5 審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

6 専門の事項を調査審議させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者の中から、審議会の推薦に基いて、農林大臣が任命する。

8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

9 前各項に定めるものを除く外、審議会の事務をつかさどる機関並

びに審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。(国有財産の無償貸付等)

第十條 国は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十二條(無償貸付)又は第二十八條(譲与)の規定にかかわらず、第四條第一項の農業振興計画による事業を行う地方公共団体その他の者に対し、その事業の用に必要な普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

附則 1 この法律は、公布の日から施行する。 2 この法律は、昭和三十五年三月三十一日限りその効力を失う。 3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。 第三十四條第一項の表中中田単作地域農業改良促進対策審議会の項の次に次の一項を加える。

海岸砂地 地帯農業 振興対策 審議会	海岸砂地地帯農業 振興臨時措置法 (昭和 年法律 第 号)の規定 によりその権限に 属せしめられた事 項を行うこと。
-----------------------------	--

〔滝井治三郎君發言、拍手〕

○滝井治三郎君 只今議題となりました衆議院議員野原正勝君外九十九名の

提出にかかる海岸砂地地帯農業振興臨時措置法案について、農林委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

四面海に囲まれている我が国では、約四万キロに亘る海岸線に沿つて、隨所に海岸砂地地帯が拡がっており、その面積は約十五万町歩に達すると言われております。これら海岸砂地地帯は、おおむね潮風又は飛砂による災害が甚だしく、又農業生産力が劣つております。この地帯の農業並びに住民の生活に多大な災害を及ぼしておりますので、国の財政及び金融の両方面からの援助によつて、これが災害の防止及び農業生産の基礎条件の整備に関する事業を速かに且つ総合的に実施して、かかる地帯の保全と農業生産力の向上を図り、以て農業経営の安定と農民生活の改善を期待せんとするのが本法案の目的とされております。

而してその内容は、すでに制定されております積雪寒冷地帯振興臨時措置法その他一連の特殊地帯立法とほぼその軌を一にするものであります。即ち、農林大臣による海岸砂地地帯の指定、都道府県知事及び農林大臣によつて定められる海岸砂地地帯の農業振興計画の内容策定及びこれが実施にかかる農業振興計画を実施するために必要な経費及び資金に対する政府の措置、並びに農業振興計画による事業を行う者に對する国有財産の無償貸付又は

譲与、海岸砂地地帯農業振興対策審議会の設置、組織及び権限等について規定し、昭和三十五年三月三十一日を以て失効する限時法となつております。

委員会におきましては、提出者代表及び政府当局から、提案の理由、法律案の内容、海岸砂地の分布状況、かかる地帯の農業生産力及びこれが向上の可能性、国の投資の期待額及び事業の経済効果、この種地帯に関する既往における国の施策等、關係する諸般の参考事項の説明を聴取し、統いて質疑に入り、防災林植栽の有効な実行方法及び防災林の保護管理、既往におけるこの種特殊地帯立法の実施に関する政府の措置、及び本法成立後におけるこれが実施に對する政府の決意、農業振興計画の実施方法、特殊地帯立法における特殊性の意義、農業振興計画実施の総合化、本法を臨時立法とするか恒久立法とするか、又臨時立法とする場合、有効期間の当否、各種のこの種特殊地帯立法に関する政府の見解、及びこれが取扱上輕重を付すべきか等、その運用上の措置等、諸般の事項について質されたのであります。これが詳細は會議録に譲ることをお許し願ひたいのであります。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、三橋委員から、「本法の運用に關して必要な経費の予算的裏付けに遺憾なからしめること、防潮及び防災林の保護育成、特に駐留軍のため

にする伐採の防止に万全を期すること、特殊地帯立法については、経済的観点のみならず、社会政策的意義についても十分な考慮を払ふこと、砂地における合理的農業経営に関する研究に努めること、及び特殊地帯の本質に鑑み、前例にかかわることなく補助率の引上げ等、助成を濃厚に行ふこと」等の趣旨の希望を附して賛成があり、統いて洞村委員から、「地元農民の負担の増加を避け、事業実施に必要な経費を確保し、法の運用に遺憾なからしめ、その目的を完遂し、該当地帯における本法に對する期待を裏切ることなく実現するよう」希望を附して賛成がありました。かくして討論を終り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第四より第二十九までの諸議及び日程第三十より第三十三までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

昭和二十八年二月二十六日 参議院會議録第二十七号 三陸沿岸鐵道建設促進法に關する請願外二十九件

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長小泉秀吉君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔小泉秀吉君登壇、拍手〕

○小泉秀吉君 只今上程になりました日程第四から第二十九までの請願及び第三十から第三十三までの陳情につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

日程第四より第十七までの請願及び第三十の陳情は、いずれも鉄道建設促進に關するものでありまして、このうち赤穂線につきましては播州赤穂―西大寺附近間、只見線につきましては会津宮下―川口間、野岩羽線につきましては荒海―滝之原間は、すでに昭和二十七年年度予算により工事中であり、又三陸縦貫鉄道については気仙沼―津谷間が近く着工の予定になっております。小本線、猪谷駅―神岡町間、大畑線、遠信線及び橋場線は、いずれも鉄道建設法の予定線或いは建設線に該当するものであります。又、鋼橋線は、昭和二十八年二月十八日鉄道建設審議委員会より、鉄道建設法の別表に追加するを妥当と認め、運輸大臣に答申された線であります。委員会におきましては、慎重に審議いたしました結果、いずれも、天然資源の開発、産業の振興、経済文化の向上、民生の安定、鉄

道網の完成等の見地より、なお更に直江津―越後湯沢間については、信越線と上越線を結ぶ短絡線の意味におきまして、三陸鉄道石巻―柳津間については、仙石線が国鉄となつた現在、再考の余地があるものとしてそれ／＼願意を妥当と認めました。

日程第十八の国鉄新線建設に關する請願は、国鉄の新線建設が相次いで行われる最近の事情に鑑みまして、私鉄のこころむる影響には甚大なるものがあるとなし、新線建設については緊要且つ妥当なものに限り、又新線に直接關連を持つ私鉄会社の意向を十分斟酌して、路線の選定、着手の時期、關係私鉄への補償等について適切な措置を講じてほしいという趣旨でありました。委員会におきましては慎重に検討を加へ審議しました結果、願意を妥当と認めました。

日程第十九の越美北線鉄道敷設計画に關する請願は、国鉄建設越美線は、福井市から大野町を経て現在の越美南線に結ぶものであります。そのうち、福井市―朝日間は昭和二十七年年度予算で着工すべき線には入つております。従つてこれが建設に當つては、現に福井―大野間に私鉄がありますため、国策の見地に立つて慎重に考慮の上措置し、万一、本計画を実施するときは、私鉄の打撃に対し補償の途を十分考慮してほしいという趣旨であります。委

員会におきましては慎重に審議いたしました結果、国鉄の工事の施行については私鉄の存在を十分考慮に入れ、私鉄との調整又は補償について善処すべきであるとして、願意を妥当と認めました。

日程第二十及び第三十一は、大宮―仙台西駅間の電化促進に關するものでありまして、委員会におきましては、輸送力の増強、石炭消費の節約等の見地から願意を妥当と認めました。

日程第二十一は鉄道囃託医の往診用パスの復活に關するものでありまして、その要旨は、往診等の場合において、従業員負担を軽減するため、パスを発行してほしいというのであります。委員会におきましては慎重審議の結果、願意を妥当と認めました。

日程第二十二から第二十四まで及び第三十二は航路標識の設置又は氣象官署の設置に關する要請でありまして、船舶の航行の安全又は氣象災害防止の点から、委員会におきましては、いずれも願意を妥当と認めました。

日程第二十五から第二十八までは、大間港、小名浜港、下田港及び味野港の港湾修築整備に關するもので、日程第三十三は港湾等の整備費国库補助増額等に關するものであります。又日程第二十九は水難救済に關する法律制定の請願でありまして、その趣旨は海難事故に際して、一般人が水難救助作業を行なつた場合における人的及び物的

損害に對して立法措置を講ぜられたいというのであります。委員会におきましては、審議の結果、その重要性に鑑み、いずれも願意を妥当と認めました。

以上委員会におきましては、日程第四から第二十八までの請願及び第三十から第三十三までの陳情は、いずれも議院の會議に付するを要し、内閣に送付するを要するものと決定し、日程第二十九は、議院の會議に付するを要し、内閣に送付するを要せざるものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採決し、日程第二十九の請願のほかは内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採決し、日程第二十九の請願のほかは内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十七分散会

○本日の會議に付した事件

一、日程第一 電気事業及び石炭産業における争議行為の方法の規制に關する法律案(趣旨説明)(前会続)

一、日程第二 医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第三 海岸砂地帯農業振興臨時措置法案

一、日程第四乃至第二十九の請願

一、日程第三十乃至第三十三の陳情

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君
副議長 三木 治朗君

- | | |
|--------|--------|
| 伊達源一郎君 | 館 哲二君 |
| 竹下 豐次君 | 高木 正夫君 |
| 新谷寅三郎君 | 杉山 昌作君 |
| 加藤 正人君 | 加賀 操君 |
| 小野 哲君 | 岡部 常君 |
| 伊藤 保平君 | 石黒 忠篤君 |
| 飯島連次郎君 | 赤木 正雄君 |
| 山本 勇造君 | 森 八三二君 |
| 三浦 辰雄君 | 溝口 三郎君 |
| 藤森 眞治君 | 早川 慎一君 |
| 波多野林一君 | 中山 福蔵君 |
| 當岡 一郎君 | 小林 政夫君 |
| 小宮山常吉君 | 郡 祐一君 |
| 岡崎 風一君 | 松平 勇雄君 |
| 阿田 恒次君 | 加藤 武徳君 |
| 植竹 春彦君 | 山本 米治君 |

昭和二十八年二月二十六日 参議院會議録第二十七号

古池 信三君	青山 正一君
木村 守江君	西山 亀七君
大谷 盤潤君	一松 政二君
深水 六郎君	草葉 隆圓君
徳川 頼貞君	左藤 義詮君
黒田 英雄君	小林 英三君
中川 以良君	川村 松助君
寺尾 豊君	小串 清一君
野田 卯一君	重宗 雄三君
大野木秀次郎君	杉原 荒太君
平井 太郎君	秋山俊一郎君
石村 幸作君	長谷山行毅君
高橋進太郎君	滝井治三郎君
油井賢太郎君	安井 謙君
平林 太一君	長島 銀藏君
小籠 彬君	上原 正吉君
園 伊能君	溝淵 春次君
池田宇右衛門君	愛知 揆一君
鈴木 恭一君	西郷吉之助君
北村 一男君	小野 義夫君
白波瀬米吉君	岩沢 忠恭君
石原幹市郎君	島津 忠彦君
大屋 晋三君	泉山 三六君
黒川 武雄君	石坂 豊一君
中川 幸平君	九鬼教十郎君
河崎 ナツ君	成瀬 晴治君
カニエ邦彦君	重盛 壽治君
小酒井義男君	梅津 錦一君
佐多 忠隆君	森崎 隆君
三輪 貞治君	岡田 宗司君
原 虎一君	小泉 秀吉君
吉田 法晴君	荒木正三郎君
藤原 道子君	矢嶋 三義君
若木 勝藏君	片岡 文重君

中田 吉雄君	羽生 三七君
菊川 孝夫君	千葉 信君
小松 正雄君	加藤シヅエ君
相馬 助治君	内村 清次君
栗山 良夫君	木下 源吾君
山田 節男君	棚橋 小虎君
山下 義信君	上條 愛一君
須藤 五郎君	兼岩 傳一君
堀 眞琴君	池田七郎兵衛君
大山 郁夫君	千田 正君
深川タマエ君	紅露 みつ君
菊田 七平君	松永 義雄君
岩木 哲夫君	堀木 謙三君
鈴木 強平君	松浦 清一君
村尾 重雄君	鬼丸 義齊君
松浦 定義君	岩男 仁藏君
木内キヤウ君	西田 隆男君
曾根 益君	永井純一郎君
有馬 英二君	一松 定吉君
松原 一彦君	谷口弥三郎君
大隈 信幸君	

法務大臣	大塚 健君
通商産業大臣	小笠原三九郎君
郵政大臣	高瀬莊太郎君
労働大臣	戸塚九一郎君
建設大臣	緒方 竹虎君
国務大臣	木村篤太郎君
国務大臣	
政府委員	
経済審議庁 調査部長	須賀 賢二君
法務省刑事局長	岡原 昌男君
厚生政務次官	越智 茂君
農林政務次官	松浦 東介君
通商産業省 石炭局長	佐久 洋君
通商産業省 山保安局長	吉岡千代三君
通商産業省 益事業局長	中島 征帆君
労働省政務局長	斎藤 邦吉君

昭和二十八年二月二十六日 参議院會議録第二十七号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価一部

十五円
(送料別)

発行所

東京市新宿区山手本村一五
大蔵省印刷局
電話九段四三〇一
銀座東京一九〇〇